知床国立公園

指定書、公園計画書
公園区域及び公園計画変更書
［第２次点検］

令和元年９月 27 日

環　境　省

知床国立公園

指　定　書

令和元年９月 27 日

環　境　省

目　次

１　指定理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２　地域の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（１）景観の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　ア　地形、地質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　イ　植生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　ウ　野生生物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　エ　自然現象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　オ　人文景観・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（２）利用の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（３）社会経済的背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　ア　土地所有別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　イ　人口及び産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　ウ　権利制限関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
３　公園区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

１　知床国立公園の指定理由

①景観（同一風景形式中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地）

知床国立公園は、知床半島の一部及びその沖合の海域からなり、北半球で最も低緯度に位置する季節海氷域、火山活動と海食により形づくられた急峻な山々と海食崖、高山帯から海岸部まで連続する多様で自然性の高い植生、多様な湿原・湖沼群、ヒグマ等の大型ほ乳類、海ワシ類や海鳥類、アザラシ類、鯨類等の海棲ほ乳類やサケ科魚類といった生物相など多様な自然景観の要素が原生的な状態で維持されており、多様で優れた自然美を有していることが特徴である。

以上より、本地域は季節海氷の特徴を反映した海洋生態系が陸上生態系と連続することにより複合生態系を形成した原生的な自然環境が保全された貴重な半島地域であり、我が国を代表する傑出した景観を有する地域である。

②規模（区域面積が原則として３万 ha 以上）

本国立公園の区域面積は、陸域 38,954ha、海域 22,353ha である。

③自然性（原生的な景観核心地域が原則として約 2,000ha 以上）

本国立公園の原生的な景観核心地域は、知床岬、ルシャ・テッパンベツ、羅臼岳・硫黄山、知西別、岩尾別海岸、知床五湖などであり、その区域面積は 2,000ha を越える。

＜参考：特別保護地区、第１種特別地域の合計面積：27,674 ha＞

④利用（大人数による利用が可能）

バスでの周遊や観光船による遊覧等のほか、自然探勝や登山、シーカヤック等が盛んで、多様性に富んだ利用が行われている。

中でも、知床五湖、ホロベツ、カムイワッカ、知床峠及び羅臼温泉の利用者が多い。

以上より、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定について」（平成 25 年５月 17 日付け環自国発第 1305171 号環境省自然環境局長通知）の別添「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領」のうち「１国立公園及び国定公園の候補地の選定」に掲げる各要件を満たしている。

また、本国立公園のテーマを「流氷がつなぐ豊かな生態系、火山が生んだ山々と海岸断崖が織りなす雄大な景観」とし、季節海氷の特徴を反映した海洋生態系が陸上生態系と連続することにより複合生態系を形成した原生的な自然環境が保全された貴重な半島地域を保全し、これらの適切な利用を推進するものである。

２　地域の概要

（１）景観の特性

ア　地形、地質

知床半島はオホーツク海の南端に突出した、長さ約 70km、基部の幅が 25kmの狭長な半島であり、西側がオホーツク海、東側が根室海峡に面している。知床半島の東側には、国後島が平行する形で横たわっている。半島の中央部に最高峰の羅臼岳（標高 1,661m）をはじめとする標高 1,500mを超える山々が連なっており、一部に海岸段丘が見られる他は、稜線から海岸まで平地がほとんど見られない急峻な半島である。この内、知床岬から知西別岳一帯までを国立公園区域としている。半島はプレート運動や火山活動、海食等多様な地形形成作用により造られていることから、奇岩や海食崖、火山地形等の多様な景観が形成されている。現在も活動中の火山のうち、知床硫黄山（標高 1,562m）は昭和 11 年（1936 年）に約 20 万トンの溶融硫黄を８ヶ月間にわたって噴出し、国際的に注目された火山である。

イ　植生

本国立公園は水平的には亜寒帯に属し、針広混交林が主体をなすが、海岸線から高山帯に至る垂直分布は、変化に富んでおり、植物相は多様である。

海岸には、断崖とその周辺の土壌未発達地を中心に高山帯・寒帯から亜高山帯・亜寒帯の植物が主体となる群落が成立する。低標高地の森林はミズナラやイタヤカエデ等からなる冷温帯性落葉広葉樹林、トドマツやアカエゾマツ等からなる亜寒帯性常緑針葉樹林とこれらが混生した針広混交林がモザイク的に併存する。亜高山帯では一般的な植生分布とは異なり常緑針葉樹林の発達が悪く、ダケカンバやミヤマハンノキ主体の落葉広葉樹林が広がっている。森林限界を超えると、ハイマツ低木林が非常に広く発達し、その中に風衝地、雪田、及び湿原群落が局在している。高山植生は比較的低い標高範囲にあるにもかかわらず多様な植物群落から構成され、美しく見事な景観を形成している。

また、植物相は北方系と南方系の植物が混在して豊かである。知床半島の陸上の維管束植物のうち４分の１以上が高山植物であり、シレトコスミレ、チシマコハマギク、エゾモメンヅル等の希少種が含まれる。知床半島沿岸海域は、オホーツク海唯一の暖流である宗谷海流の影響により、千島列島やサハリンにも分布域を持つ寒流系の海藻と北海道以南に分布域を持つ暖流系の海藻の両系が見られ、季節海氷域でありながら、暖流系の海藻を多く含む点で特異な海藻相となっている。

ウ　野生生物

かつて北海道に広く生息していた北方及び南方由来の陸上哺乳類､鳥類のほとんどが生息しており、多様性に富んでいる。

哺乳類は、ヒグマやエゾシカなどの陸上哺乳類 36 種、トド、ゴマフアザラシ、シャチ、マッコウクジラなどの海棲哺乳類 22 種の生息が、知床半島及びその沿岸海域で確認されている。陸上哺乳類にとって質の高い生息地となっており、特にヒグマは世界有数の高密度状態で維持されている。さらに、知床半島沿岸海域は海棲哺乳類にとって越冬、採餌、繁殖のために重要な場所となっている。

鳥類は、285 種が知床半島で記録されている。また遺産地域内では、これまで天然記念物に指定されているシマフクロウ、オジロワシ及びクマゲラの繁殖やオオワシの越冬が確認されている。

魚類は、淡水魚類 42 種、海水魚類 261 種が知床半島及び知床半島沿岸海域で確認されている。この他、爬虫類８種、両生類３種、昆虫類 2,500 種以上の生息が知床半島で報告されている。

エ　自然現象

知床連山の存在が東西の気候に影響を及ぼし、気温や降水量に大きな地域差が生じている。東に位置する羅臼側は、夏期には湿気を含んだ海からの南東風が知床連山に当たるため、雨が多く、海霧により低温になる。冬期には海洋性気候の影響により比較的降雪が多く、気温も斜里側と比較すると高い。一方西に位置する斜里側は、夏期には知床連山の北でフェーン現象により高温地域になり、降水量が少ない。冬期には北西季節風の影響に加えて、流氷の影響により気温が低下する。

また、本国立公園は北半球で最も低緯度に位置する季節海氷域であるオホーツク海を含み、例年１月上旬から４月中旬にかけて流氷が接岸する。斜里側の海岸は流氷で全面的に結氷するが、羅臼側では開氷面が残る。

オ　人文景観

知床半島には、数千年にさかのぼる先史時代の遺跡が数多く残されている。その中でも 10 世紀前後にオホーツク海沿岸で栄えた北方の漁猟民族によるオホーツク文化の影響を受けて、アイヌの人々は、シマフクロウやヒグマ、シャチ等を神と崇め、狩猟や漁労、植物採取等をしながら、豊かな自然を大切にした文化を育んだ。

（２）利用の現況

本公園の利用者数推計は次の通りである。

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
知床（万人）	180	174	166	177	173

本国立公園では、知床五湖、ホロベツ、カムイワッカ、知床峠及び羅臼温泉の利用者が多く、特に知床五湖には年間約 36 万人が自然探勝を目的に訪れている。また、海岸のレクリエーションとして観光船があり、断崖や滝等の景観及び野生動物を見せている。利用形態は、従来から見られる大型バスによる周遊や観光船による遊覧等の団体での観光周遊や探勝利用だけでなく、近年はトレッキング及びシーカヤック等の体験型利用が増加し、多様化している。

（３）社会経済的背景

ア　土地所有別

本国立公園は公園区域 38,954ha（陸域）のうち、国有地 36,216ha、公有地 1,078ha、私有地 1,660ha であり、国有地の公園全体に占める割合が大きい。

イ　人口及び産業

（ア）本国立公園に関係する斜里町及び羅臼町の人口及び世帯数は次の通りである（平成 30 年 1 月現在）。

町名	人口（人）	世帯数（戸）
斜里町	11,723	5,584
羅臼町	5,231	2,119

※住民基本台帳より引用

本国立公園区域内で生活する住民のほとんどは羅臼温泉地区に集中しているが、漁期に限り、海岸部の番屋で生活する漁師も多い。

（イ）本公園に関係する各町の産業別人口は、次の通りである。

兵庫県	第１次産業		第２次産業		第３次産業		合計
	人数	%	人数	%	人数	%	
斜里町	1,461	22	1,240	19	3,877	59	6,578
羅臼町	1,262	39	648	20	1,311	41	3,221

※平成 27 年度国勢調査より引用

本国立公園内の産業は観光業と漁業であり、漁業ではサケ・マス定置網漁、ウニ・コンブ漁がさか

んである。

ウ　権利制限関係

（ア）保安林

（国有林）

種類	位置	重複面積（ha）	指定年月日
土砂流出防備	北海道斜里郡斜里町内及び北海道目梨郡羅臼町内 国有林斜里事業区及び標津事業区地内	16,472	昭46・3・25 昭58・4・30 平15・9・24 平16・10・18
潮害防備	北海道斜里郡斜里町地内 国有林斜里事業区地内	540	昭11・2・8
保健	北海道斜里郡斜里町内及び北海道目梨郡羅臼町内 国有林斜里事業区及び標津事業区地内	8,186	昭58・10・17 昭59・1・11 平4・11・30 平10・9・29
水源かん養	北海道斜里郡斜里町内 国有林斜里事業区	1,185	昭57・1・18
土砂崩壊防備	北海道斜里郡斜里町内及び北海道目梨郡羅臼町内 国有林斜里事業区及び標津事業区地内	495	昭47・7・11 平1・5・9 平12・8・7

（公有林）

種類	位置	重複面積（ha）	指定年月日
土砂流出防備	北海道斜里郡斜里町	87	昭49・10・8
土砂流出防備 （うち一部、魚つき及び保健を兼ねる）	北海道目梨郡羅臼町	295	昭46・3・25 昭50・4・23 昭62・4・16 平12・8・7 平16・10・18 平30・4・24

（イ）鳥獣保護区

名称	位置	重複面積（ha）	当初指定年月日
知床鳥獣保護区	北海道斜里郡斜里町	22,985（うち特保15,275）	昭57・3・31
	北海道目梨郡羅臼町	15,856（うち特保8,350）	

（ウ）史跡名勝天然記念物

区分	名称	位置	指定年月日
国指定天然記念物	エゾシマフクロウ	地域を定めず指定	昭46・5・19

国指定天然記念物	オオワシ	地域を定めず指定	昭 45・1・23
国指定天然記念物	オジロワシ	地域を定めず指定	昭 45・1・23
国指定天然記念物	カラフトルリシジミ	地域を定めず指定	昭 42・5・02
国指定天然記念物	クマゲラ	地域を定めず指定	昭 40.5.12
道指定天然記念物	羅臼の間歇泉	北海道羅臼町	昭 43・3・19

（エ）海岸保全区域

沿岸名	海岸名	位置	指定年月日
根室沿岸	羅臼海岸	北海道目梨郡羅臼町	昭 47・1・18

（オ）砂防指定地

位置	河川名	重複面積(ha)	指定年月日
北海道目梨郡羅臼町	羅臼川	26.3	昭 39・2・28 昭 45・8・19 昭 48・5・12 平 22・5・25

3　公園区域

知床国立公園の区域を次のとおりとする。

（表１：公園区域（陸域）表）

都道府県名	区　　域	面積（ha）
北海道	斜里郡斜里町内 網走南部森林管理署 1311 林班、1317 林班から 1375 林班まで及び 1378 林班から 1381 林班の全部並びに 1310 林班、1313 林班及び 1314 林班の各一部 斜里郡斜里町遠音別村の一部	23,011
	目梨郡羅臼町 根釧東部森林管理署 230 林班、231 林班、233 林班から 235 林班まで、248 林班及び 252 林班から 275 林班までの全部並びに 210 林班、214 林班、217 林班、221 林班、222 林班、224 林班、225 林班、229 林班、237 林班、240 林班、242 林班、243 林班、245 林班から 247 林班まで及び 249 林班から 251 林班までの各一部 目梨郡羅臼町 相泊、化石浜、崩浜、昆布浜、知床岬、瀬石、滝ノ下及び船泊の全部並びに北浜及び湯ノ沢町の各一部	15,943
合　　計		38,954

（表２：公園区域（海域）表）

区　　域	面　積（ha）
北海道斜里郡斜里町及び目梨群羅臼町の地先海面の一部	22,353
合　　計	22,353

知床国立公園

公 園 計 画 書

令和元年 9 月 27 日

環　境　省

目次

１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２　規制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（１）保護規制計画及び関連事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
ア　特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（ア）特別保護地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（イ）第１種特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（ウ）第２種特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
（エ）第３種特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
イ　利用調整地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
ウ　関連事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
（ア）汚水又は廃水の排出規制区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
（イ）採取等規制植物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
（ウ）乗入れ規制区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
（エ）普通地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
エ　面積内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
（２）利用規制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
３　事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
（１）施設計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
ア　利用施設計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
（ア）集団施設地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
（イ）単独施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
（ウ）道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
ａ　車道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
ｂ　歩道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
（２）生態系維持回復計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
４　参考事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
過去の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

１　基本方針

知床国立公園は、わが国に残された貴重な原始的自然の地域として、昭和 39 年６月１日に国立公園に指定された。本国立公園は知床半島の一部及びその沖合３ｋｍの海域からなり、火山活動と海食により形づくられた急峻な山々と海食崖、高山帯から海岸部まで連続する多様で自然性の高い植生、多様な湿原・湖沼群、ヒグマ等の大型ほ乳類、海ワシ類や海鳥類、アザラシ類、鯨類等の海棲ほ乳類やサケ科魚類といった生物相など多様な自然景観の要素が原生的な状態で維持されており、多様で優れた自然美を有していることが特徴である。

断崖や海岸部に見られる多数の滝、山岳部から海岸部まで原生的な森林が連続した一体的な半島景観は、オホーツク海側、根室海峡側双方で利用者が多い観光船や主要展望地から望む眺望景観として、非常に重要な位置付けにある。さらに、本国立公園及びその周辺地域が有する生物多様性と生態系が、世界自然遺産としての評価・登録を受けたことに加え、知床半島の広い範囲は、重要生態系や重要野鳥生息地等として、一体性かつ一定の面積を有する地域として選定されるなど、多様な動物の生息・繁殖地として重要であることが明らかとなってきた。

公園区域及び周辺地域では、従前の原生的な半島景観とあわせて、近年ではシーカヤックや観光船によるアザラシ類や鯨類等の海棲ほ乳類、ヒグマ、海ワシ類、海鳥類等の風致景観の構成要素である野生動物の観察といった新たな自然景観の利用形態も定着してきている。

以上の自然的・社会的状況を踏まえながら風致景観の保全を図るとともに、適正な利用を促進するため、以下の方針により公園計画を定めることとする。

（１）規制計画

ア　保護規制計画

（ア）特別地域

ア）特別保護地区

知床半島の脊稜をなす火山連峰の核心部・火山性の湖沼周辺並びに海食崖の発達する海岸部など高い原始性を有する地域を特別保護地区として、特に厳正な保護を図るものとする。

イ）第１種特別地域

特別保護地区に準ずる原始性を有する地域を第１種特別地域とし、その保護を図るものとする。

ウ）第２種特別地域

本国立公園の主要利用動線の沿線にあたる地域を第２種特別地域とし、風致の保護を図るものとする。

エ）第３種特別地域

漁業など、他産業による土地利用の行われている地域その他、特別保護地区、第１種特

別地域、第２種特別地域のいずれも含まれない特別地域を第３種特別地域とする。

（イ）利用調整地区

主要な利用拠点である知床五湖については、利用者の集中等により自然環境への影響が生じているため、利用調整地区に指定し、一定の利用ルールの下で適正な公園利用を図る。

（２）事業計画

本国立公園においては、その原始的な自然景観の保護と調和のとれた公園利用を進めるものとする。また、施設の整備にあたっては、適正な公園利用の推進を図るものとする。

ア　施設計画

（ア）利用施設計画

ア）集団施設地区

本国立公園の南東部に位置する羅臼側の利用拠点である羅臼温泉地区については、適正な利用を推進するための情報発信等の基地として一体的な整備を図る必要があることから、集団施設地区とし、適切な整備方針等を定める。

イ）単独施設

自然探勝及び野外レクリエーション利用の適切な推進を図るため、利用状況や整備効果を踏まえ、公園利用に必要な施設や既に公園利用に供されている施設を計画に位置付ける。この際、事業実施の可能性や風致景観の保全に配慮しながら、適切な種別の計画とする。

ウ）道路（車道）

ウトロ側と羅臼側を結ぶ主要な利用動線の他、利用拠点への到達及び自然探勝に供する既存道路のうち、公園利用上必要な路線を位置付ける。

エ）道路（歩道）

登山道及び自然探勝路のうち、利用状況や整備効果を踏まえ、事業実施の可能性や風致景観の保全に配慮しながら、公園利用上必要な路線を位置づける。

イ　生態系維持回復計画

エゾシカの高密度状態による生態系への過度の影響を軽減するため、生態系維持回復事業計画を策定し、対策を講じる。

２　規制計画

（１）保護規制計画及び関連事項

ア　特別地域

次の区域を特別地域とする。

（表１：特別地域総括表）

都道府県名	区域	面積（ha）
北海道	斜里郡斜里町内 網走南部森林管理署 1311 林班、1317 林班から 1375 林班まで及び 1378 林班から 1381 林班の全部並びに 1310 林班、1313 林班及び 1314 林班の各一部 斜里郡斜里町遠音別村の一部	23,011 （国 公 私）
	目梨郡羅臼町 根釧東部森林管理署内 230 林班、231 林班、233 林班から 235 林班まで、248 林班及び 252 林班から 275 林班までの全部並びに 210 林班、214 林班、217 林班、221 林班、222 林班、224 林班、225 林班、229 林班、237 林班、240 林班、242 林班、243 林班、245 林班から 247 林班まで及び 249 林班から 251 林班までの各一部 目梨郡羅臼町 相泊、化石浜、崩浜、昆布浜、知床岬、瀬石、滝ノ下及び船泊の全部並びに北浜及び湯ノ沢町の各一部	15,943 （国 公 私）
合　　計		38,954 （国　36,216 公　1,078 私　1,660）

（ア）特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

（表２：特別保護地区総括表）

都道府県名	区　　域	面積（ha）
北海道	斜里郡斜里町内 網走南部森林管理署 1335 林班、1337 林班、1346 林班、1352 林班、1355 林班、1361 林班から 1375 林班及び 1381 林班の全部、並びに 1310 林班、1311 林班、1313 林班、1325 林班、1327 林班、1328 林班、1330 林班から 1334 林班まで、1336 林班、1338 林班、1340 林班から 1345 林班まで、1347 林班から 1351 林班まで、1353 林班、1354 林班、1356 林班から 1360 林班まで及び 1378 林班から 1380 林班までの各一部 斜里郡斜里町遠音別村の一部 これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部	15,089
	目梨郡羅臼町内 根釧東部森林管理署 248 林班及び 272 林班から 275 林班までの全部並びに 210 林班、214 林班、217 林班、221 林班、222 林班、225 林班、231 林班、233 林班から 235 林班まで、237 林班、240 林班、242 林班、243 林班、245 林班から 247 林班まで、249 林班から 254 林班まで、259 林班から 263 林班まで、265 林班から 267 林班まで及び 269 林班から 271 林班までの各一部	8,437
	合　　計	23,526

（表３：特別保護地区内訳表）

名称	区　　域	地区の概要	面積（ha）
知床岬	北海道斜里郡斜里町内 網走南部森林管理署 1361 林班から 1375 林班までの全部並びに1353 林班、1354 林班及び 1356 林班から 1360 林班までの各一部 北海道目梨郡羅臼町内 根釧東部森林管理署 272 林班から 275 林班までの全部並びに 259 林班から 263 林班まで、265 林班から 267 林班まで及び 269 林班から 271 林班までの各一部 北海道斜里郡斜里町遠音別村の一部	知床岳をピークとする山稜が海食崖をなして海に接し、海岸の漁業施設を除くと、ほとんど人間による影響は及んでいない。 植生は、針広混交林とダケカンバ林が主体であるが稜線付近はハイマツ群落となり、高山植物群落が発達する。 知床岬には海岸段丘が発達し、台地上の高茎草原はヒグマの採食地として注目され、又、知床岬付近の海食崖には大規模な海鳥のコロニーが確認されている。	8,827 国　6 公　10 私　118

名称	区　　域	地区の概要	面積（ha）
ルシャ・テッパンベツ	北海道斜里郡斜里町内 網走南部森林管理署 1352 林班、1355 林班及び1381 林班の全部並びに 1347 林班から 1351 林班まで、1353 林班、1354 林班、1356 林班から 1360 林班まで及び 1380 林班の各一部 北海道斜里郡斜里町遠音別村の一部 これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部	サケ、マスの遡上するルシャ川及びテッパンベツ川の原生的流域を含む地域で、シマフクロウ、オオワシなど希少野生動植物種が生息するほか、ヒグマの生息密度の高い地域である。	4,025 国 4 公 100 私 41

名称	区　　域	地区の概要	面積（ha）
羅臼岳・硫黄山	北海道斜里郡斜里町内 網走南部森林管理署 1335 林班、1337 林班及び1346 林班の全部並びに 1325 林班、1327 林班、1328 林班、1330 林班から 1334 林班まで、1336 林班、1338 林班、1340 林班から 1345 林班まで及び 1347 林班から 1351 林班までの各一部 北海道目梨郡羅臼町内 根釧東部森林管理署 248 林班の全部並びに 231 林班、233 林班から 235 林班まで、237 林班、240 林班、242 林班、243 林班、245 林班から 247 林班まで及び 249 林班から 254 林班までの各一部	半島中央部、羅臼岳から硫黄山に至る 1,500m 級の知床を代表する山稜一帯である。いずれも第四紀の火山で、硫黄山では 2 つの爆裂火山が認められ、中腹の新噴火口では、現在も火山活動が続いている。 植生は下部ではおおむねダケカンバ林、上部でハイマツ群落となるが、局地的に500m程度までハイマツ群落が下降するところもある。稜線付近の雪田や風衝面では、湿性、乾性のお花畑が展開し、高山帯特有の景観が見られる。 硫黄山の岩礫地には特産種シレトコスミレが生育する。 本公園の登山利用は、ほとんどこの地区に集中している。	8,016 〔国　6 公　10 私　118〕

名称	区　　域	地区の概要	面積（ha）
知西別	北海道斜里郡斜里町内 網走南部森林管理署 1310 林班、1311 林班及び1313 林班の各一部 北海道目梨郡羅臼町内 根釧東部森林管理署 210 林班、214 林班、217 林班、221 林班、222 林班及び225 林班の各一部	知西別岳を中心とする標高 1,200m 級の山稜部と羅臼湖周辺の一帯で、ダケカンバ林とハイマツ群落が主体をなす。 羅臼湖は、水面の面積が 40ha を越える本公園中最大の湖で、湖岸には、ミズゴケ、ワタスゲ、エゾカンゾウなどの湿原植物群落が発達し、その広大な景観は、本公園中でも特異なものである。	2,268 〔国 6 公 10 私 118〕
岩尾別海岸	北海道斜里郡斜里町内 網走南部森林管理署 1378 林班及び 1379 林班の各一部	岩尾別の溶岩台地が海食されて生じた高さ200mに及び断崖が雄大な景観を形造っており、観光船による探勝が行われている。 海食崖は、ウミウ、オオセグロカモメなどの集団営巣地として注目される。	108 〔国 6 公 10 私 118〕
知床五湖	北海道斜里郡斜里町遠音別村の一部	岩尾別の溶岩台地上のくぼみに生じた小湖沼で、周囲をトドマツ、ミズナラなどの自然性の高い森林に囲まれ、知床の山並みを望む景観美が特筆される。 知床峠と並ぶ本公園の利用の中心で、ほとんどの利用者が訪れる地区である。	282 〔国 6 公 10 私 118〕
合　　計			23,526 〔国 22,159 公 92 私 1,275〕

（イ）　第１種特別地域

次の区域を第１種特別地域とする。

（表４：第１種特別地域総括表）

都道府県名	区　　域	面積（ha）
北海道	斜里郡斜里町内 網走南部森林管理署 1310 林班、1311 林班、1313 林班、1314 林班、1317 林班、1319 林班から 1321 林班まで、1324 林班、1325 林班、1378 林班及び 1379 林班の各一部 斜里郡斜里町遠音別村の一部	2,149
	目梨郡羅臼町内 根釧東部森林管理署 224 林班、225 林班、230 林班、231 林班及び 259 林班から 271 林班までの各一部 目梨郡羅臼町 化石浜、崩浜、知床岬、滝ノ下及び船泊の全部並びに相泊及び北浜の一部	1,999
合　　計		4,148

（表５：第１種特別地域内訳表）

名称	区　　域	地区の概要	面積（ha）
知床岬東海岸	北海道目梨郡羅臼町内 根釧東部森林管理署 262 林班、264 林班、266 林班、268 林班、269 林班及び 271 林班の各一部 北海道目梨郡羅臼町 化石浜、崩浜、知床岬、滝ノ下及び船泊の全部並びに相泊及び北浜の一部	相泊川から知床岬に至る羅臼側の海岸線沿いの地区である。浜と岩礁の海岸が交互に連続するが、ウトロ川に較べ汀線背後に海浜地が発達しているため、半島先端部まで多くの番屋が設けられている。	581 国 0 公 0 私 163
ポロモイ岳 知床岳 東斜面	北海道目梨郡羅臼町内 根釧東部森林管理署 259 林班から 263 林班まで及び 265 林班から 271 林班までの各一部	知床半島先端部のポロモイ岳からトツカリムイ岳に至る山稜の東斜面で、主にダケカンバ林におおわれている。	830 国 54 公 506 私 138
岩尾別	北海道斜里郡斜里町内 1378 林班及び 1379 林班の各一部 北海道斜里郡斜里町遠音別村の一部	岩尾別の溶岩台地の縁辺部で、広葉樹林や草原となっている。 断崖付近の広葉樹林は、オジロワシの営巣地として注目される。	348 国 0 公 0 私 163

名称	区　　域	地区の概要	面積（ha）
知床峠	北海道斜里郡斜里町内 網走南部森林管理署 1310 林班、1311 林班、1313 林班、1314 林班、1317 林班 1319 林班から 1321 林班まで、1324 林班及び 1325 林班の各一部 北海道目梨郡羅臼町内 根釧東部森林管理署 224 林班、225 林班、230 林班及び 231 林班の各一部	知床峠の鞍部から知西別岳の東面にかけてのおおむね標高 600mから稜線部一帯で、ダケカンバ林とハイマツ帯がモザイク状に入り組んでいる。 小湖沼や湿原が点在し、雪渓ではお花畑が見られるなど、原始性の高い地域である。 本地区の中央部を公園利用の動脈であるウトロ・羅臼線が通過しており、知床峠は、羅臼岳や根室海峡をへだてて国後島を望む好展望地として、知床五湖と並ぶ本公園の利用の中心となっている。	2,389 国 0 公 0 私 163
合　　計			4,148 国 0 公 0 私 163

（ウ）　第２種特別地域

次の区域を第２種特別地域とする。

（表６：第２種特別地域総括表）

都道府県名	区　　域	面積（ha）
北海道	斜里郡斜里町内 網走南部森林管理署 1322 林班の全部並びに 1323 林班から 1325 林班まで、1331 林班、1332 林班、1334 林班、1336 林班及び 1338 林班から 1342 林班までの各一部 斜里郡斜里町内遠音別村の一部	2,336
	目梨郡羅臼町内 根釧東部森林管理署 230 林班、231 林班及び 233 林班から 235 林班までの各一部 目梨郡羅臼町 湯ノ沢町の一部	913
合　　計		3,249

（表７：第２種特別地域内訳表）

名称	区　　域	地区の概要	面積（ha）
岩尾別	北海道斜里郡斜里町内 網走南部森林管理署 1322 林班の全部並びに 1323 林班から 1325 林班まで、1331 林班、1332 林班、1334 林班、1336 林班及び 1338 林班から 1342 林班までの各一部 北海道斜里郡斜里町遠音別村の一部	羅臼岳の火山活動によって生じた溶岩台地面とその周辺地域である。 ホロベツから岩尾別を経て、知床五湖付近に至る台地上は、かつての開拓地で、人工林や耕作跡など二次的な植生が主体を占めており、現在、斜里町の手でしれとこ 100 平方メートル運動による離農跡地の買い上げが進められている。 知床五湖以奥のホロベツ、カムイワッカ線沿線は急傾斜の斜面に自然性の高い森林が続き、硫黄山の山裾を流下するカムイワッカ川は、川自体が温泉となって海に注ぐ特異な天然現象を見せている。 ウトロ・羅臼線沿線は、羅臼岳の山麓部がなだらかにスロープを描き、トドマツ林や、ミズナラ、ダケカンバとの針広混交林が展開している。	2,336 国 291 公 322 私 2,517
羅臼温泉	北海道目梨郡羅臼町内 根釧東部森林管理署 230 林班、231 林班及び 233 林班から 235 林班までの各一部 北海道目梨郡羅臼町 湯ノ沢町の一部	羅臼温泉から標高 700m の見返り峠付近までのウトロ・羅臼線沿線と羅臼岳登山道下部周辺である。 植生は、上部でトドマツ、ミズナラ、ダケカンバを主体とする針広混交林、下部は、ミズナラ、ハルニレ、エゾイタヤなどの広葉樹林となる。 羅臼温泉では、沢の各所で温泉が湧出し間欠泉も見られ、本公園中唯一の温泉集落地となっている。	913 国 10 公 46 私 279
合　　計			3,249 国 10 公 46 私 279

（エ）　第３種特別地域

次の区域を第３種特別地域とする。

（表８：第３種特別地域総括表）

都道府県名	区　　域	面積（ha）
北海道	斜里郡斜里町内 網走南部森林管理署 1318 林班、1326 林班、1329 林班及び 1380 林班の全部並びに 1317 林班、1319 林班から 1321 林班まで、1323 林班、1327 林班、1328 林班、1330 林班、1332 林班から 1334 林班まで、1336 林班、1338 林班から 1341 林班まで及び 1343 林班から 1345 林班までの各一部 斜里郡斜里町内遠音別村の一部	3,437
	目梨郡羅臼町内 根釧東部森林管理署 255 林班から 258 林班までの全部並びに 229 林班から 231 林班まで、235 林班、252 林班から 254 林班まで、259 林班から 266 林班まで及び 268 林班から 271 林班までの各一部 目梨郡羅臼町 昆布浜及び瀬石の全部並びに相泊、北浜及び湯ノ沢町の各一部	4,594
合　　計		8,031

（表９：第３種特別地域内訳表）

名称	区　　域	地区の概要	面積（ha）
相泊	北海道目梨郡羅臼町内 根釧東部森林管理署 258 林班の全部並びに 259 林班から 266 林班まで及び 268 林班から 271 林班までの各一部 北海道目梨郡羅臼町 昆布浜及び瀬石の全部並びに相泊、北浜及び湯ノ沢町の各一部	トッカリムイ岳からポロモイ岳までの山稜の東面一帯で、広葉樹林及び針広混交林となっている。 相泊までの海岸沿いは、ルサ・相泊線が通じ、多くの番屋が並ぶ漁業集落的景観を示しているが、冬期は通行止めとなり、無人化する。 ウナキベツ谷及びカモイウンベ谷には、大規模な地すべり地形が見られる。 相泊とセセキの海浜地には温泉が湧出しており、天然の露天風呂として利用されている。	2,570 国 291 公 322 私 2,517
ルサ	北海道斜里郡斜里町内 網走南部森林管理署 1380 林班の全部及び 1343 林班から 1345 林班までの各一部 北海道目梨郡羅臼町内 根釧東部森林管理署 255 林班から 257 林班までの全部及び 252 林班から 254 林班までの各一部 北海道目梨郡羅臼町 北浜の一部	知床半島中最低鞍部の標高 294m のルサ乗越の羅臼側に広がる低山部であり、トドマツ、エゾマツやダケカンバの自然性の高い森林におおわれている。 ルサ川はサケ、マスの遡上が多い河川で、流域には天然記念物のシマフクロウやオジロワシが生息するなど、本公園中でも野生動物の生息地として注目される地区である。	1,884 国 10 公 46 私 279

名称	区　　域	地区の概要	面積（ha）
中央山地西麓	北海道斜里郡斜里町内 網走南部森林管理署 1318 林班、1326 林班及び 1329 林班の全部並びに 1317 林班、1319 林班から 1321 林班まで、1323 林班、1327 林班、1328 林班、1330 林班、1332 林班から 1334 林班まで、1336 林班及び 1338 林班から 1341 林班までの各一部	ウトロ・羅臼線のウトロ側沿線に展開する山麓部及び岩尾別からカムイワッカに至る山麓部一帯である。 広葉樹林・針広混交林におおわれ、上部はダケカンバ帯に接している。	2,766 （国 10 公 46 私 279）
知床峠東麓	北海道目梨郡羅臼町内 根釧東部森林管理署 229 林班から 231 林班まで及び 235 林班の各一部 北海道目梨郡羅臼町 湯ノ沢町の一部	羅臼川流域の谷斜面で、おもに針広混交林、広葉樹林からなる。	811 （国 10 公 46 私 279）
合　　計			8,031 （国 10 公 46 私 279）

イ　利用調整地区

利用調整地区を次のとおりとする。

（表 10：利用調整地区表）

名称	位　　置	地域地区	湖沼の概要	面積 (ha)	備考
知床五湖	北海道斜里郡斜里町遠音別村の一部	特別保護地区	知床五湖は、トドマツ、エゾマツ、ミズナラなどに代表される自然性の高い針広混交林が分布しているのに加え、周辺の地形は溶岩台地で火山性堰止め湖沼が点在していることからミズバショウ等の湿地性の植物も多く、ヒグマ等の野生鳥獣にとって重要な地域となっている。 一方、知床を代表する利用拠点であることから利用者の集中等により歩道の荒廃、歩道の踏み外しによる周辺植生の踏み付けや裸地化が見られる他、不特定多数の利用者とヒグマの軋轢も生じている。 一定のルールの下で適正な公園利用を行い、自然環境への負荷の増大を防ぐとともに、より質の高い自然体験を享受する場として持続的な利用を図り、将来世代に自然環境を継承する。	56.4	規制期間は原則として 5 月 10 日から 10 月 20 日までとする。ただし、期間は利用状況を踏まえて、毎年度見直しを行い、別に定めるものとする。

ウ　関連事項

（ア）　汚水又は廃水の排出規制区域

汚廃水の排出の規制に係る湖沼を次の通りとする。

（表 11：指定湖沼表）

名称	位　　置	地域地区	湖沼の概要	面積 (ha)	旧計画との関係
知床五湖	北海道斜里郡斜里町内	特別保護地区	岩尾別溶岩台地上のくぼみに地下水が湛水して生じた 5 つの湖沼群で、原生林に囲まれた景勝地として知られている。	12.0	昭 59.6.15 告示
知床沼	北海道目梨郡羅臼町内	特別保護地区	知床半島先端部のポロモイ台地上標高 900m 付近にある小湖沼で、周辺には高山湿原の植物群落が発達する。	2.4	昭 59.6.15 告示
羅臼湖	北海道目梨郡羅臼町内	特別保護地区	知西別岳北東麓標高 700m 付近に広がる衆院 6km のせき止め湖で、公園内最大の湖である。周辺には湿原植物群落が発達している。	43.7	昭 59.6.15 告示

（イ）　採取等規制植物

採取又は損傷を規制する植物を次のとおりとする。

（表 12：採取等規制植物表）

科　　名	種　　名（ミズゴケ科の植物にあっては属名）
ミズゴケ	ミズゴケ
ヒカリゴケ	ヒカリゴケ
ヒカゲノカズラ	チシマヒカゲノカズラ、タカネスギカズラ、タカネヒカゲノカズラ
イワヒバ	エゾヒメクラマゴケ、コケスギラン、エゾノヒモカズラ、イワヒバ
ハナヤスリ	ヒメハナワラビ（ヘビノシタ）
オシダ	エゾメシダ、ニオイシダ、ウサギシダ
ウラボシ	エゾデンダ
マツ	ハイマツ
ヒノキ	ミヤマビャクシン（ミヤマハイビャクシン）、リシリビャクシン、ハイネズ
ビャクダン	カマヤリソウ
タデ	マルバギシギシ（ジンヨウスイバ）、ヒメイワタデ（チシマヒメイワタデを含む。）、エゾイブキトラノオ、ウラジロタデ、オンタデ、タカネスイバ
ナデシコ	メアカンフスマ、オオバナノミミナグサ（リシリミミナグサ）、エゾカワラナデシコ、タカネナデシコ（クモイナデシコを含む。）、クシロワチガイ、エゾフスマ（シラオイハコベ）、エゾオオヤマハコベ、シコタンハコベ
キンポウゲ	エゾノレイジンソウ（ダイセツレイジンソウ）、シレトコブシ（シレトコトリカブト）、エゾトリカブト、テリハブシ、アカミノルイヨウショウマ、フクジュソウ、ヒメイチゲ、ハクサンイチゲ、エゾイチゲ、ミヤマオダマキ、エゾリュウキンカ、クロバナハンショウヅル、ミヤマハンショウヅル、ミツバオウレン、ミヤマキンポウゲ、チヤボカラマツ、モミジカラマツ、チシマキンバイソウ、シナノキンバイ（エゾキンバイソウ）
メギ	サンカヨウ
スイレン	ネムロコウホネ、エゾヒツジグサ
ウマノスズクサ	オクエゾサイシン
オトギリソウ	エゾオトギリ、イワオトギリ（ハイオトギリ）
モウセンゴケ	モウセンゴケ

科　　名	種　　名（ミズゴケ科の植物にあっては属名）
ケシ	コマクサ
アブラナ	ミヤマハタザオ、エゾノイワハタザオ、トモシリソウ、エゾイヌナズナ（シロバナノイヌナズナ）、ハクセンナズナ
ベンケイソウ	ホソバイワベンケイ（アオノイワベンケイ）、コモチレンゲ、イワベンケイ
ユキノシタ	アラシグサ、ウメバチソウ（エゾウメバチソウを含む。）、トカチスグリ、シコタンソウ（レブンクモマグサ）、ダイモンジソウ、エゾクロクモソウ、チシマクモマグサ、ヤマハナソウ
バラ	ミヤマダイコンソウ、チングルマ、イワキンバイ、キソロバイ、チシマキンバイ、メアカンキンバイ、ミネザクラ（チシマザクラを含む。）、オオタカネバラ、カラフトイバラ、ハマナス（ハマナシ）、コガネイチゴ、タカネトウウチソウ（ケトウウチソウを含む。）、マルバシモツケ、エゾノマルバシモツケ、エゾシモツケ（エゾノシロバナシモツケ）、ホザキシモツケ
マメ	センダイハギ、シャジクソウ
フウロソウ	チシマフウロ（トカチフウロ）、イチゲフウロ、エゾフウロ、ハマフウロ
スミレ	ウスバスミレ、チシマウスバスミレ（ケウスバスミレ）
アカバナ	ミヤマアカバナ、エゾアカバナ
ミズキ	ゴゼンタチバナ、エゾゴゼンタチバナ
セリ	カラフトニンジン、ハクサンボウフウ（エゾノハクサンボウフウ）、シラネニンジン
イワウメ	イワウメ
イチヤクソウ	ギンリョウソウ、コバノイチヤクソウ、シンヨウイチヤクソウ、コイチヤクソウ
ツツジ	ヒメシャクナゲ、コメバツガザクラ、ウラシマツツジ、チシマツガザクラ、イワヒゲ、シラタマノキ、イソツツジ（エゾイソツツジ）、ヒメイソツツジ、ミネズオウ、ヒメツルコケモモ、ツルコケモモ、アオノツガザクラ、エゾノツガザクラ、ナガバツガザクラ、キバナシャクナゲ、ハクサンシャクナゲ（シロバナシャクナゲ、エゾシャクナゲを含む。）、エゾツツジ、コメツツジ、ミヤマホツツジ、イワツツジ、クロマメノキ、コケモモ
ガンコウラン	ガンコウラン
サクラソウ	ウミミドリ（シオマツバ）、ヤナギトラノオ、エゾコザクラ（リシリコザクラ）、エゾオオサクラソウ、ユキワリコザクラ、ツマトリソウ、コツマトリソウ
リンドウ	ミヤマリンドウ、エゾリンドウ、エゾオヤマリンドウ、ホロムイリンドウ、チシマリンドウ、ハナイカリ、チシマセンブリ、タカネセンブリ、ミツガシワ

ムラサキ	エゾルリソウ、ハマベンケイソウ、エゾムラサキ
シソ	ムシヤリンドウ、エゾタツナミソウ、イブキジャコウソウ
ゴマノハグサ	ミヤマシオガマ、ネムロシオガマ、エゾシオガマ（ビロードエゾシオガマを含む。）、イワブクロ（タルマエソウ）、キクバクワガタ（シラゲキクバクワガタ、ホソバキクバクワガタを含む。）、エゾヒメクワガタ
ハマウツボ	ハマウツボ
タヌキモ	ムシトリスミレ
スイカズラ	リンネソウ、ケヨノミ、ネムロブシダマ、ベニバナ、ヒョウタンボク、ウコンウツギ
オミナエシ	マルバキンレイカ
キキョウ	モイワシャジン、チシマギキョウ、イワギキョウ、サワギキョウ
キク	エゾノコギリソウ、ウサギギク（エゾウサギギクを含む。）、サマニヨミギ（シロサマニヨモギを含む。）、イワヨモギ（カムイヨモギ）、オオワタヨモギ（ヒロハウラジロヨモギ）、アサギリソウ、エゾヨモギギク、コハマギク（チシマコハマギクを含む。）、エゾムカシヨモギ、ミヤマアズマギク、エゾウスユキソウ（レブンウスユキソウ）、トウゲブキ、シカギク、カンチコウゾリナ（タカネコウゾリナ）、ナガバキタアザミ、エゾオグルマ、ミヤマアキノキリンソウ（コガネギク）（キリガミネアキノキリンソウを含む。）、シコタンタンポポ
ユリ	エゾネギ（エゾアサツキ）、ミヤマラッキョウ、ツバメオモト、クロユリ、キバナノアマナ、エゾヒメアマナ、ニッコウキスゲ（エゾゼンテイカ、ゼンテイカ）、エゾキスゲ、タチギボウシ、エゾスカシユリ、クルマユリ、チシマアマナ、チシマゼキショウ（リシリゼキショウ）、オオバナノエンレイソウ、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ（シロバナエンレイソウ）
アヤメ	ヒオウギアヤメ
イグサ	タカネスズメノヒエ（ミヤマスズメノヒエ）、クモマスズメノヒエ
イネ	コミヤマヌカボ、ミヤマヌカボ、ミヤマノガリヤス、タカネコメススキ、ミヤマコウボウ、チシマカニツリ（カニツリススキ）
サトイモ	ヒメカイウ
ミクリ	チシマミクリ（タカネミクリ）
カヤツリグサ	ミヤマクロスゲ、ネムロスゲ、イトキンスゲ、ヤチスゲ、ホロムイスゲ、キンスゲ、ダイセツイワスゲ、ヒメウシオスゲ、ワタスゲ、タカネクロスゲ
ラン	サルメンエビネ、サイハイラン、アケボノシュスラン、ヒメミヤマウズラ、ノビネチドリ、スズムシソウ、フタバラン（コフタバラン）、サカネラン、ハクサンチドリ（ウズラバハクサンチドリを含む。）、コケイラン、ミズチドリ、エゾ

科　　名	種　　名（ミズゴケ科の植物にあっては属名）
	チドリ、ミヤマチドリ（ニッコウチドリ）、ホソバノキソチドリ

（ウ）　乗入れ規制地区

車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域を次の通りとする。

（表 13：乗入れ規制地区表）

名称	区　　域	地種区分	区域概要	面積（ha）	旧計画との関係
知床	特別地域の全域 （以上の区域のうち特別保護地区並びに道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。）	第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域	当該地域は、亜寒帯に属し、海岸部より山麓にかけてミズナラ、イタヤカエデ、カツラ、シナノキの広葉樹林で、その上部はミズナラ、ダケカンバ、トドマツ及びエゾマツの針広混交林となり、標高約 600m 以上はハイマツ群落となっている。また、山稜部には、湿原やお花畑も見られるほか、林床はチシマザサ、クマイザサに覆われており、植生の大部分は人為の影響の少ない天然林である。なお、エゾシカ、ヒグマ等の大型野生動物の他、オジロワシ、オオワシ、エゾシマフクロウ、クマゲラなど貴重な鳥類やトド、アザラシなどの海獣が生息している。 昨今、当該地域において積雪期のスノーモービルの乗入れが著しく、これに伴う植物の損傷、野生動物の生息をおびやかす行為、ゴミの投棄などが社会問題となっている。 本指定区域については、これら野生動植物が当該国立公園全域に分布、生息していることから、それらの保護を図るうえで特別地域全域を選定したものである。	15,107	平 2.12.1 指定 平 7.2.1 一部解除

（エ）　普通地域

次の区域を普通地域とする。

（表 14：普通地域表）

都道府県名	区域	面積（ha）
陸域公園区域の地先海面の一部		22,353
合　　計		22,353

エ　面積内訳

地域地区別土地所有者別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

（表 15：地域地区別土地所有面積総括表）

（単位：面積 ha、比率%）

地域区分		特別地域												普通地域（陸域）			合計（陸域）			海域公園地区	普通地域（海域）	合計（海域）
地種区分		特別保護地区			第１種			第２種			第３種											
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私			
北海道	土地所有別面積	22,159	92	1,275	3,818	324	6	2,225	658	366	8,014	4	13	0	0	0	36,216	1,078	1,660			
	地種区分別面積（比率）						4,148（26.9）			3,249（21.1）			8,031（52.0）									
	地域地区別面積（比率）			23,526（60.4）									15,428（39.6）									
	地域別面積（比率）												38,954（100）			0（0.0）			38,954（100）	0（0.0）	22,353（100）	22,353（100）

（表 16：地域地区別市町村別面積総括表）

（単位：面積 ha）

市町村名 ＼ 地域地区		特別地域					普通地域（陸域）	合計（陸域）	海域公園地区	普通地域（海域）	合計（海域）
		特保	第１種	第２種	第３種	小計					
北海道	斜里郡斜里町	15,089	2,149	2,336	3,437	23,011	0	23,011	0	22,353	22,353
	目梨郡羅臼町	8,437	1,999	913	4,594	15,943	0	15,943			
計		23,526	4,148	3,249	8,031	38,954	0	38,954	0	22,353	22,353

（２）利用規制計画

利用規制計画は次のとおりである。

（表 17：利用規制計画表）

地区名	利用現況及び規制理由	規制の方法
知床岬	海岸段丘上は、高茎草本群落が発達し、特有の景観を有する地域であり、貴重な自然環境を保護するため一般観光客の上陸を規制する必要がある。	観光船の寄港、及び観光客の上陸の制限は引き続き存続するべく関係機関と調整を図る。
ルシャ・テッパンベツ川流域	シマフクロウやオジロワシなど野生動物が原生状態で生息する地域として貴重であり、一般利用者の入り込みを制限する必要がある。	知床林道における通行規制は、今後とも存続するよう関係機関と調整を図る。
ウトロ羅臼線沿線（ホロベツ～羅臼温泉間）	ハイマツ帯を含む原生林内を通過しており、道路利用に伴う自然環境への影響を最小限にとどめる必要がある。	通過型利用を基本原則とし、道路の駐車規制の存続等について、関係機関との調整を図る。
ホロベツ・カムイワッカ線沿線 知床五湖	知床五湖は原生的景観を有する地域であり、自然環境の保全のため、利用最盛期における車輌の入り込み制限については検討する必要がある。	自動車利用適正化要綱に基づき関係機関との連携を図る。

3　事業計画

（1）　施設計画

ア　利用施設計画

（ア）　集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

（表 18：集団施設地区表）

<table>
<tr><th>番号</th><th>名称</th><th>区域</th><th>計画目標</th><th colspan="3">整備計画区</th><th>整備方針</th><th>面積（ha）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="5">1</td><td rowspan="5">羅臼温泉</td><td rowspan="5">北海道目梨郡羅臼町内
国有林根釧東部森林管理署
229 林班、230 林班及び 233 林班の各一部
北海道目梨郡羅臼町
湯ノ沢町の一部</td><td rowspan="5">本地区は本公園の南東部に位置する羅臼側の利用拠点で羅臼温泉一帯の地域である。
自然探勝利用の宿泊基地、羅臼岳への登山基地としての整備を図るとともに、ウトロ・羅臼線道路の通過利用の基地として、教化及び休憩機能の充実を図る。</td><td colspan="3">中央整備計画区</td><td>車道と河川にはさまれた地域であるため、施設の配置に留意しながら自然探勝及び登山利用のための宿泊施設等を整備する。</td><td>6.0</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="3">西部整備計画区</td><td>自然探勝及び登山利用の基地として、野営場、駐車場等を整備する。</td><td>6.5</td></tr>
<tr><td colspan="3">羅臼川河畔整備計画区</td><td>本公園の羅臼側入口における、利用の適正化の拠点施設として、新たに博物展示施設の整備を図るとともに、駐車場、広場等を整備する。既存ビジターセンターはその付帯施設として関連整備を図る。
また、羅臼川河畔の探勝、散策のための歩道、園地等を整備する。</td><td>18.6</td></tr>
<tr><td colspan="3">道路（車道）</td><td>知床峠、知床五湖方面へのアプローチ道路として整備するとともに、本地区内を横断する道路であることから、道路沿線の修景緑化を積極的に行う。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">面積計</td><td>国</td><td>公</td><td>私</td></tr>
<tr><td>27.6</td><td>1.6</td><td>1.9</td></tr>
<tr><td colspan="3">31.1</td></tr>
</table>

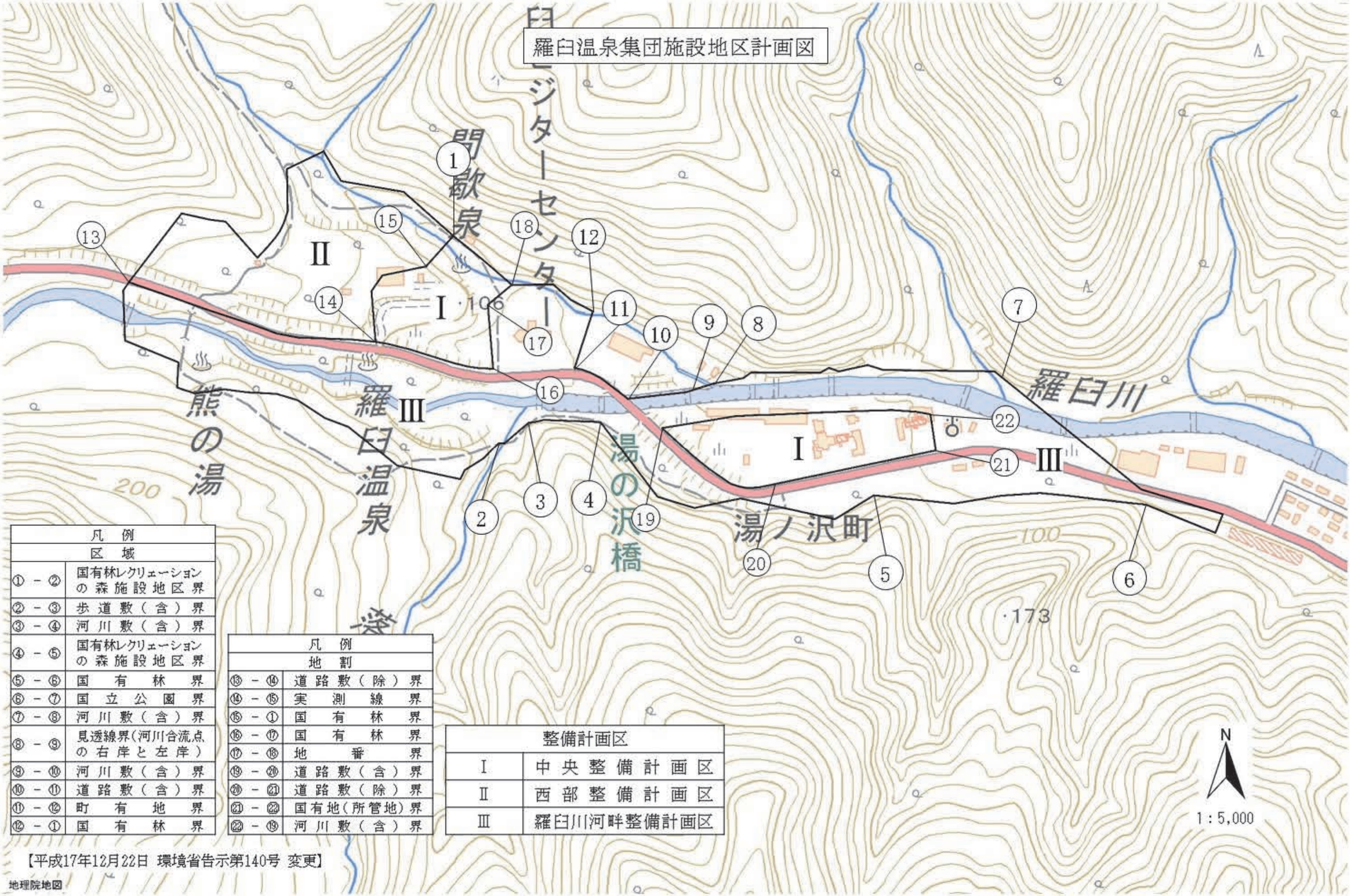
羅臼温泉集団施設地区計画図
羅臼ビジターセンター
間歇泉
熊の湯
羅臼温泉
羅臼川
湯の沢橋
湯ノ沢町
I
II
III
200
100
173
N
1：5,000
凡例
区域
①－②　国有林レクリエーションの森施設地区界
②－③　歩道敷（含）界
③－④　河川敷（含）界
④－⑤　国有林レクリエーションの森施設地区界
⑤－⑥　国有林界
⑥－⑦　国立公園界
⑦－⑧　河川敷（含）界
⑧－⑨　見透線界（河川合流点の右岸と左岸）
⑨－⑩　河川敷（含）界
⑩－⑪　道路敷（含）界
⑪－⑫　町有地界
⑫－①　国有林界
凡例
地割
⑬－⑭　道路敷（除）界
⑭－⑮　実測線界
⑮－①　国有林界
⑯－⑰　国有林界
⑰－⑱　地番界
⑲－⑳　道路敷（含）界
⑳－㉑　道路敷（除）界
㉑－㉒　国有地（所管地）界
㉒－⑲　河川敷（含）界
整備計画区
I　中央整備計画区
II　西部整備計画区
III　羅臼川河畔整備計画区
【平成17年12月22日 環境省告示第140号 変更】
地理院地図

（イ）　単独施設

単独施設を次のとおりとする。

（表 19：単独施設表）

番号	種類	位　　置	整備方針	告示年月日
1	園地	北海道斜里郡斜里町　（カムイワッカ）	カムイワッカ湯の滝周辺及び硫黄山登山道起点付近の探勝利用者のための施設を整備する。	変更
2	園地	北海道斜里郡斜里町　（知床五湖）	知床五湖入口における利用者の休憩、案内、利便のための施設を整備する。	昭 59.6.15 告示
3	宿舎	北海道斜里郡斜里町　（岩尾別温泉）	探勝及び登山利用者のための簡素な宿泊施設を整備する。	昭 59.6.15 告示
4	野営場	北海道斜里郡斜里町　（岩尾別温泉）	主として登山利用者のための簡素な野営施設を整備する。	昭 59.6.15 告示
5	宿舎	北海道斜里郡斜里町　（岩尾別）	探勝利用者のための簡素な宿泊施設とする。	昭 59.6.15 告示
6	園地	北海道斜里郡斜里町　（ホロベツ）	車道分岐点付近に、本公園ウトロ側の利用基地として必要な休憩施設等を整備する。 また、周辺の海岸線一帯を含め散策、探勝のための施設を整備する。	昭 59.6.15 告示
7	野営場	北海道斜里郡斜里町　（ホロベツ）	ウトロ側における探勝利用者のための野営基地として、必要な施設を整備する。	昭 59.6.15 告示
8	駐車場	北海道斜里郡斜里町　（ホロベツ）	ホロベツ地区の施設利用のため、及び知床五湖、知床峠方面への入込数調整のための駐車場を整備する。	昭 59.6.15 告示
9	博物展示施設	北海道斜里郡斜里町　（ホロベツ）	公園内の自然の展示・解説及び案内・指導等を行う施設を整備する。	昭 59.6.15 告示
10	園地	北海道斜里郡斜里町及び目梨郡羅臼町　（知床峠）	短時間の展望利用に供する地区とし、施設はこのために必要な最小限度にとどめるものとする。	昭 59.6.15 告示
11	野営場	北海道目梨郡羅臼町　（ルサ）	本公園東海岸の探勝利用者のための簡素な野営施設を整備する。	昭 59.6.15 告示

番号	種類	位　　置	整備方針	告示年月日
12	園地	北海道目梨郡羅臼町　　（ル　　サ）	本公園東海岸の探勝利用者の休憩、展望、案内、指導等に必要な施設を整備する。	平22.12.17告示

（ウ）　道路

ａ　車道

車道を次のとおりとする。

（表 20：道路（車道）表）

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	ホロベツ・カムイワッカ線	起点－北海道斜里郡斜里町（ホロベツ・車道分岐点） 終点－北海道斜里郡斜里町（知床五湖） 終点－北海道斜里郡斜里町（知床大橋）	岩尾別 カムイワッカ	ウトロ・羅臼線より分岐して、知床五湖及び知床大橋へ至る路線で、本公園の主要利用動線として、風致維持に配慮した整備を行う。	昭 59.6.15 告示
2	岩尾別温泉線	起点－北海道斜里郡斜里町（岩尾別・車道分岐点） 終点－北海道斜里郡斜里町（岩尾別温泉）	－	ホロベツ・カムイワッカ線より分岐して岩尾別温泉へ至る路線で、岩尾別温泉探勝及び羅臼岳への登山に利用される。 施設の規模は現状にとどめる。	昭 59.6.15 告示
3	ウトロ・羅臼線	起点－北海道斜里郡斜里町（ホロベツ・国立公園境界） 終点－北海道目梨郡羅臼町（羅臼温泉・国立公園境界）	知床峠	ウトロ側と羅臼側を結ぶ本公園の最も主要な利用動線であり、ハイマツ帯など原始的自然の地域を通過する。 防災・防雪施設を含む施設の整備に当たっては、自然環境及び景観への影響に十分配慮するものとする。	昭 59.6.15 告示
4	ルサ・相泊線	起点－北海道目梨郡羅臼町（ルサ・国立公園境界） 終点－北海道目梨郡羅臼町（相泊）	昆布浜 セセキ	本公園の東海岸を探勝する路線として、整備に当たっては沿線の風致維持に配慮するものとする。	昭 59.6.15 告示

b　歩道

歩道を次のとおりとする。

（表 21：道路（歩道）表）

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	硫黄山登山線	起点－北海道斜里郡斜里町（カムイワッカ） 終点－北海道斜里郡斜里町及び目梨郡羅臼町（知円別岳）	新噴火口 硫黄山	カムイワッカから新噴火口を経て硫黄山に至る登山路として、また、羅臼平、知円別岳線に連絡する縦走路として整備する。	昭 59.6.15 告示
2	羅臼平・知円別岳線	起点－北海道斜里郡斜里町及び目梨郡羅臼町（羅臼平） 終点－北海道斜里郡斜里町及び目梨郡羅臼町（知円別岳）	三峰 サシルイ岳 オッカバケ岳 南岳	羅臼岳登山線より分岐して知床半島の稜線上を走り硫黄山登山線に連絡する縦走路として整備する。	昭 59.6.15 告示
3	羅臼岳登山線	起点－北海道斜里郡斜里町（岩尾別・車道分岐点） 終点－北海道斜里郡斜里町及び目梨郡羅臼町（羅臼岳） 終点－北海道目梨郡羅臼町（羅臼温泉）	岩尾別温泉 羅臼平	羅臼温泉集団施設地区及び岩尾別地区から羅臼岳への登山路として整備する。	昭 59.6.15 告示
4	知床五湖周回線	起点－北海道斜里郡斜里町（知床五湖） 終点－北海道斜里郡斜里町（知床五湖）		知床五湖を周回する自然探勝路として整備する。	昭 59.6.15 告示
5	羅臼湖線	起点－北海道目梨郡羅臼町（見返峠・車道分岐点） 終点－北海道目梨郡羅臼町（羅臼湖）		羅臼湖に至る自然探勝路として整備する。なお、施設整備にあたっては、湿原保護に十分配慮するものとする。	昭 59.6.15 告示
6	北海道自然歩道線	起点－北海道斜里郡斜里町（ホロベツ・国立公園境界） 終点－北海道斜里郡斜里町（ホロベツ） 終点－北海道目梨郡羅臼町（羅臼温泉・国立公園境界） 終点－北海道目梨郡羅臼町（羅臼温泉）	ホロベツ 羅臼温泉	北海道自然歩道線のうち、国立公園境界からホロベツ、羅臼温泉に至る探勝歩道として整備する。	平 15.8.20 告示
7	ホロベツ・岩尾別線	起点－北海道斜里郡斜里町（ホロベツ園地） 終点－北海道斜里郡斜里町（岩尾別・車道分岐点） 起点－北海道斜里郡斜里町（岩尾別・車道合流点） 終点－北海道斜里郡斜里町（知床五湖・車道分岐点）	－	探勝コースとして既存歩道の整備を図る。	新規

（2）　生態系維持回復計画

生態系維持回復計画を次のとおりとする。

（表 22：生態系維持回復事業表）

番号	名称	区域	事業の実施方針	告示年月日
1	知床	知床国立公園全域	エゾシカの高密度状態による知床の生態系への過度の影響を軽減するため、知床国立公園各地において、エゾシカによる生態系への影響を早期に把握するためのモニタリング調査を実施するとともに、必要に応じて、防御的手法（シカ侵入防止柵の設置等）、個体数調整（銃猟や囲い罠等）等の対策を講じる。また、これらの対策の効果を検証するため、事後のモニタリングを実施し、その成果を対策に反映する順応的管理を実施する。 また、エゾシカの採食圧により、本来の自然植生が失われた地域において影響を及ぼしている侵略的な外来植物の防除を行う。	平 22.10.12 告示

４　参考事項

過去の経緯

ア 公園区域

昭和 39 年 6 月 1 日　公園区域の指定

昭和 55 年 2 月 4 日　公園区域の一部変更(縮小)

昭和 59 年 6 月 15 日　公園区域の全般的な見直し(再検討)

平成 17 年 12 月 22 日　公園区域の一部変更（拡張）

平成 22 年 12 月 17 日　公園区域の一部変更（拡張）

イ 保護計画

昭和 39 年 6 月 1 日　特別地域の指定(地種区分決定)、特別保護地区の指定

昭和 55 年 2 月 4 日　特別地域の区域の一部変更（縮小)、特別保護地区の区域の一部変更（縮小）

昭和 59 年 6 月 15 日　保護計画の全般的な見直し（再検討）

平成 2 年 12 月 1 日　保護計画の一部変更（乗入れ規制地区の指定）

平成 7 年 2 月 21 日　保護計画の変更(第 1 回点検)

平成 22 年 10 月 12 日　保護計画の一部変更（利用調整地区の指定）

平成 22 年 12 月 17 日　特別地域の区域の一部変更（拡張）

ウ 利用計画

昭和 39 年 6 月 1 日　利用計画の決定

(以後 逐次 計画追加等)

昭和 59 年 6 月 15 日　利用計画の全般的な見直し(再検討)

平成 7 年 2 月 21 日　利用計画の変更(第 1 回点検)

平成 15 年 8 月 20 日　利用計画の一部変更(北海道自然歩道線の追加)

平成 17 年 12 月 22 日　利用計画の一部変更（羅臼温泉集団施設地区内の整備計画の一部変更）

平成 22 年 10 月 22 日　利用計画の一部変更(生態系維持回復事業の追加)

平成 22 年 12 月 17 日　利用計画の一部変更（ルサ園地の追加）

知床国立公園

公園区域及び公園計画変更書

［第２次点検］
（環境省案）

令和元年９月 27 日
環　境　省

目次

第１　公園区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
１　変更理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２　指定理由の変更内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
３　地域の概要の変更内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
４　変更する公園区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

第２　公園計画の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
１　変更理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
２　基本方針の変更内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
３　規制計画の変更内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
（１）　保護規制計画及び関連事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
ア　特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
（ア）　第１種特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
（イ）　第３種特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
イ　面積内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
４　事業計画の変更内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
（１）　施設計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
ア　利用施設計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
（ア）　単独施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
（イ）　道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
ａ　歩道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
５　参考事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

第１　公園区域の変更

１　変更理由

知床国立公園は、知床半島の一部及びその沖合３ｋｍの海域からなる。本国立公園は昭和 39 年６月１日に指定され、その後昭和 55 年２月４日には公園区域の一部変更、昭和 59 年６月 15 日には公園区域及び公園計画の全般的な見直しを内容とする再検討、平成２年 12 月１日には乗入れ規制地区の指定、平成７年２月 21 日には第１次点検、平成 15 年８月 20 日には北海道自然歩道の追加による公園計画の一部変更、平成 17 年 12 月 22 日には公園区域の一部変更及び羅臼温泉集団施設地区内の整備計画区の一部変更、平成 22 年 10 月 12 日には利用調整地区の指定及び生態系維持回復事業の追加による公園計画の一部変更、平成 22 年 12 月 17 日には公園区域の一部変更及び園地計画の追加が行われた。

今回の公園区域の変更（第２次点検）は、第１次点検以降における本地域を取り巻く社会情勢変化及び国立・国定公園総点検事業の結果を踏まえ、本国立公園羅臼町側の境界に隣接するキキリベツ川及びショウジ川の下流一帯を含む地域について、優れた風致景観を維持するため、公園区域に編入するものである。

２　指定理由の変更内容

指定理由を次のとおり変更する。

（表１：指定理由変更表）

変 更 後	変 更 前
①景観（同一風景形式中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地） 知床国立公園は、知床半島の一部及びその沖合の海域からなり、北半球で最も低緯度に位置する季節海氷域、火山活動と海食により形づくられた急峻な山々と海食崖、高山帯から海岸部まで連続する多様で自然性の高い植生、多様な湿原・湖沼群、ヒグマ等の大型ほ乳類、海ワシ類や海鳥類、アザラシ類、鯨類等の海棲ほ乳類やサケ科魚類といった生物相など多様な自然景観の要素が原生的な状態で維持されており、多様で優れた自然美を有していることが特徴である。 以上より、本地域は季節海氷の特徴を反映した海洋生態系が陸上生態系と連続することにより複合生態系を形成した原生的な自然環境が保全された貴重な半島地域であり、我が国を代表する傑出した景観を有する地域である。 ②規模（区域面積が原則として３万 ha 以上） 本国立公園の区域面積は、陸域 38,954ha、海域 22,353ha である。	再検討時（昭和 59 年）の指定書に記載なし。

③自然性（原生的な景観核心地域が原則として約 2,000ha 以上） 　本国立公園の原生的な景観核心地域は、知床岬、ルシャ・テッパンベツ、羅臼岳・硫黄山、知西別、岩尾別海岸、知床五湖などであり、その区域面積は 2,000ha を越える。 ＜参考：特別保護地区、第１種特別地域の合計面積：27,674 ha＞ ④利用（大人数による利用が可能） 　バスでの周遊や観光船による遊覧等のほか、自然探勝や登山、シーカヤック等が盛んで、多様性に富んだ利用が行われている。 　中でも、知床五湖、ホロベツ、カムイワッカ、知床峠及び羅臼温泉の利用者が多い。 　以上より、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定について」（平成 25 年５月 17 日付け環自国発第 1305171 号環境省自然環境局長通知）の別添「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領」のうち「１国立公園及び国定公園の候補地の選定」に掲げる各要件を満たしている。 　また、本国立公園のテーマを「流氷がつなぐ豊かな生態系、火山が生んだ山々と海岸断崖が織りなす雄大な景観」とし、季節海氷の特徴を反映した海洋生態系が陸上生態系と連続することにより複合生態系を形成した原生的な自然環境が保全された貴重な半島地域を保全し、これらの適切な利用を推進するものである。	

３　地域の概要の変更内容

地域の概要を次のとおり変更する。

（表２：地域概要変更表）

変 更 後	変 更 前
１）　景観の特性 ア　地形・地質 知床半島はオホーツク海の南端に突出した、長さ約 70km、基部の幅が 25km の狭長な半島であり、西側がオホーツク海、東側が根室海峡に面している。知床半島の東側には、国後島が平行する形で横たわっている。半島の中央部に最高峰の羅臼岳（標高 1,661m）をはじめとする標高 1,500m を超える山々が連なっており、一部に海岸段丘が見られる他は、稜線から海岸まで平地がほとんど見られない急峻な半島である。この内、知床岬から知西別岳一帯までを国立公園区域としている。半島はプレート運動や火山活動、海食等多様な地形形成作用により造られていることから、奇岩や海食崖、火山地形等の多様な景観が形成されている。現在も活動中の火山のうち、知床硫黄山（標高 1,562m）は昭和 11 年に約 20 万ｔの溶融硫黄を８ヶ月間にわたって噴出し、国際的に注目された火山である。	（１）　景観の特性 ア　地形・地質 本公園の中央部には、標高 1,661ｍの羅臼岳を最高峰に、1,000ｍを越える山稜が背骨のように連なっている。海岸線は一部に平坦な溶岩台地や海岸段丘面も見られるが、それ以外は、山すそが直接海におちて、断崖をなしているところが多く、河が滝となって海に注ぐ景観が各所に見られる。 本公園の基盤は、新第三紀中新生の火山活動によって生じた海成堆積層から成り、この基盤岩を第四紀洪積世の火山活動によってもたらされた火山噴出物がおおっており、半島の脊稜山脈は、この時代に形成されたものである。
イ　植生 本国立公園は水平的には亜寒帯に属し、針広混交林が主体をなすが、海岸線から高山帯に至る垂直分布は、変化に富んでおり、	イ　植生 本公園は、水平的には亜寒帯に属し、針広混交林が主体をなすが、海岸線から高山帯に至る垂直分布は、変化に富んでおり、植

植物相は多様である。 海岸には、断崖とその周辺の土壌未発達地を中心に高山帯・寒帯から亜高山帯・亜寒帯の植物が主体となる群落が成立する。低標高地の森林はミズナラやイタヤカエデ等からなる冷温帯性落葉広葉樹林、トドマツやアカエゾマツ等からなる亜寒帯性常緑針葉樹林とこれらが混生した針広混交林がモザイク的に併存する。亜高山帯では一般的な植生分布とは異なり常緑針葉樹林の発達が悪く、ダケカンバやミヤマハンノキ主体の落葉広葉樹林が広がっている。森林限界を超えると、ハイマツ低木林が非常に広く発達し、その中に風衝地、雪田、及び湿原群落が局在している。高山植生は比較的低い標高範囲にあるにもかかわらず多様な植物群落から構成され、美しく見事な景観を形成している。 また、植物相は北方系と南方系の植物が混在して豊かである。知床半島の陸上の維管束植物のうち４分の１以上が高山植物であり、シレトコスミレ、チシマコハマギク、エゾモメンヅル等の希少種が含まれる。知床半島沿岸海域は、オホーツク海唯一の暖流である宗谷海流の影響により、千島列島やサハリンにも分布域を持つ寒流系の海藻と北海道以南に分布域を持つ暖流系の海藻の両系が見られ、季節海氷域でありながら、暖流系の海藻を多く含む点で特異な海藻相となっている。	物相は多様である。 山麓部では、ミズナラ、イタヤカエデ・カツラ・シナノキ・ハリギリなどから成る広葉樹林帯が、その上部では、ミズナラ、ダケカンバ・トドマツ・エゾマツなどが混交する針広混交林が発達し、標高 600m付近からは、ダケカンバ林が広くおおう。 ハイマツ群落は、半島中央部では、標高 700m付近から出現するが、半島先端部では、さらに低下する。 脊稜山脈の稜線付近は、高山植物の群落であるお花畑が発達する。 以上の植生の大部分は、人為による影響の少ない天然林で占められる。
ウ　野生動物 かつて北海道に広く生息していた北方及び南方由来の陸上哺	ウ　野生動物 本公園は、北海道有数のヒグマ生息地であり、その他、エゾシ

乳類、鳥類のほとんどが生息しており、多様性に富んでいる。 哺乳類は、ヒグマやエゾシカなどの陸上哺乳類 36 種、トド、ゴマフアザラシ、シャチ、マッコウクジラなどの海棲哺乳類 22 種の生息が、知床半島及びその沿岸海域で確認されている。陸上哺乳類にとって質の高い生息地となっており、特にヒグマは世界有数の高密度状態で維持されている。さらに、知床半島沿岸海域は海棲哺乳類にとって越冬、採餌、繁殖のために重要な場所となっている。 鳥類は、285 種が知床半島で記録されている。また遺産地域内では、これまで天然記念物に指定されているシマフクロウ、オジロワシ及びクマゲラの繁殖やオオワシの越冬が確認されている。 魚類は、淡水魚類 42 種、海水魚類 261 種が知床半島及び知床半島沿岸海域で確認されている。この他、爬虫類８種、両生類３種、昆虫類 2,500 種以上の生息が知床半島で報告されている。	カ・キタキツネ・イイズナ・エゾユキウサギ・クロテン・シマリス・エゾリス・オコジョなどの哺乳類が生息する。 鳥類では、天然記念物に指定されているオジロワシ・オオワシ・シマフクロウ・クマゲラなど 45 科、227 種が確認されており、鳥類相は極めて豊かである。 特に半島西海岸のウミウのコロニーは極東でも最大規模のものとして注目される。 又、本公園の周辺海域には、トド・ゴマフアザラシ・クラカケアザラシなど我が国に来遊するすべての鰭脚類が見られる。 以上のように、原生的な自然環境を必要とする野生動物が多種生息していることが、本公園の動物相の大きな特徴である。
エ　自然現象 知床連山の存在が東西の気候に影響を及ぼし、気温や降水量に大きな地域差が生じている。東に位置する羅臼側は、夏期には湿気を含んだ海からの南東風が知床連山にあたるため、雨が多く、海霧により低温になる。冬期には海洋性気候の影響により比較的降雪が多く、気温も斜里側と比較すると高い。一方西に位置する斜里側は、夏期には知床連山の北でフェーン現象により高温地域になり、降水量が少ない。冬期には北西季節風の影響に加えて、	エ　自然現象 本公園の気候は、脊稜半島の西と東で著しい違いが見られる。東の羅臼側では、冬は暖かく夏は寒冷で、道内有数の多雨・多雪地であるのに対し、西のウトロ側は、寡雨地帯で、冬夏の寒暖の差が大きい。 羅臼側では、６月から９月にかけて、海霧におおわれることが多く、夏の低温の原因となっている。 例年１月上旬から４月中旬にかけて本公園の海岸には、オホー

流氷の影響により気温が低下する。

また、本国立公園は北半球で最も低緯度に位置する季節海氷域であるオホーツク海を含み、例年１月上旬から４月中旬にかけて流氷が接岸する。斜里側の海岸は流氷で全面的に結氷するが、羅臼側では開氷面が残る。

オ　人文景観

知床半島には、数千年にさかのぼる先史時代の遺跡が数多く残されている。その中でも 10 世紀前後にオホーツク海沿岸で栄えた北方の漁猟民族によるオホーツク文化の影響を受けて、アイヌの人々は、シマフクロウやヒグマ、シャチ等を神と崇め、狩猟や漁労、植物採取等をしながら、豊かな自然を大切にした文化を育んだ。

（２）　利用の現況

本公園の利用者数推計は次の通りである。

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
知床（万人）	180	174	166	177	173

本国立公園では、知床五湖、ホロベツ、カムイワッカ、知床峠

ツク海からの流氷が接岸する。オホーツク海側では、海岸は流氷で全面的に結氷するが、知床岬の先端を廻って、流氷が流れ込む根室海峡では、開氷面が残る。

オ　人文その他の特殊景観

本公園の海岸低地や段丘上には、８～９世紀にオホーツク海沿岸一帯で成立したオホーツク文化や、それに替わって興隆した擦文文化の遺跡が散在している。

（２）　利用の現況

公園利用者数は、指定当時の年間 40 万人程度から昭和 46 年の知床ブーム、そして昭和 55 年のウトロ・羅臼線開通を経て大巾に増加し、昭和 57 年度では約 160 万人に達している。

公園利用の中心は、従来、ウトロ側の知床五湖に偏っていたがウトロ・羅臼線開通後は、知床岬がこれに並ぶようになり、半島を横断して周遊するルートが主要な利用動線となった。

又、ウトロ側では、半島先端部や岩尾別海岸を探勝する観光船

及び羅臼温泉の利用者が多く、特に知床五湖には年間約36万人が自然探勝を目的に訪れている。また、海岸のレクリエーションとして観光船があり、断崖や滝等の景観及び野生動物を見せている。利用形態は、従来から見られる大型バスによる周遊や観光船による遊覧等の団体での観光周遊や探勝利用だけでなく、近年はトレッキング及びシーカヤック等の体験型利用が増加し、多様化している。

（３）　社会的経済的背景

ア　土地所有別

本国立公園は公園区域 38,954ha（陸域）のうち、国有地36,216ha、公有地1,078ha、私有地1,660haであり、国有地の公園全体に占める割合が大きい。

イ　人工及び産業

(ア)本国立公園に関係する斜里町及び羅臼町の人口及び世帯数は次の通りである（平成30年１月現在）。

町名	人口（人）	世帯数（戸）
斜里町	11,723	5,584
羅臼町	5,231	2,119

※住民基本台帳より引用

も運行されており、年間で約15万人（昭和56年）の利用がある。

利用者の主体は、ドライブや景観探勝を目的とした周遊旅行者で、日帰り又は一泊までが大半を占める。

利用は、夏・秋（10月中旬まで）に集中し、二季型である。

（３）　社会的経済的背景

ア　土地所有別

国有地	36,216ha
公有地	760ha
私有地	1,660ha

イ　人工及び産業

斜里町域では定住者はなく、羅臼町域でも羅臼温泉地区の25人のみであるが、海岸部（特に羅臼側）には、多くの番屋があり、漁期には、多数の人が公園内で生活する。

公園内の産業は、漁業だけで、サケ・マス定置網漁、ウニ・コンブ漁がさかんである。

本国立公園区域内で生活する住民のほとんどは羅臼温泉地区に集中しているが、漁期に限り、海岸部の番屋で生活する漁師も多い。

（イ）本公園に関係する各町の産業別人口は、次の通りである。

	第１次産業		第２次産業		第３次産業		合計
	人数	%	人数	%	人数	%	
斜里町	1,461	22	1,240	19	3,877	59	6,578
羅臼町	1,262	39	648	20	1,311	41	3,221

※平成27年度国勢調査より引用

本国立公園内の産業は観光業と漁業であり、漁業ではサケ・マス定置網漁、ウニ・コンブ漁がさかんである。

ウ　権利制限関係

（ア）保安林

（国有林）

ウ　権利制限関係

（ア）　保安林

種　類	位　　置	重複面積（ha）	指定年月日
土砂流出防備	北海道斜里郡斜里町内及び北海道目梨郡羅臼町内 国有林斜里事業区及び標津事業区地内	16,472	昭46・3・25 昭58・4・30 平15・9・24 平16・10・18
潮害防備	北海道斜里郡斜里町地内 国有林斜里事業区地内	540	昭11・2・8
保健	北海道斜里郡斜里町内及び北海道目梨郡羅臼町内 国有林斜里事業区及び標津事業区地内	8,186	昭58・10・17 昭59・1・11 平4・11・30 平10・9・29
水源かん養	北海道斜里郡斜里町内 国有林斜里事業区	1,185	昭57・1・18
土砂崩壊防備	北海道斜里郡斜里町内及び北海道目梨郡羅臼町内 国有林斜里事業区及び標津事業区地内	495	昭47・7・11 平1・5・9 平12・8・7

種　類	位　　置	重複面積	指定年月日
土砂流出防備保安林	北海道斜里郡斜里町内及び北海道目梨郡羅臼町内 国有林斜里事業区及び標津事業区地内並びに民有林（ルシャ）地内	4,751.20 ha	昭和44年6月30日 〃 46年3月25日 〃 47年7月11日 〃 49年7月23日 〃 58年4月30日
潮害防備保安林	北海道斜里郡斜里町地内 国有林斜里事業区地内	549.30 ha	昭和11年2月8日
保健保安林	北海道斜里郡斜里町内及び北海道目梨郡羅臼町内 国有林斜里事業区及び標津事業区地内	5,888.35 ha	昭和57年3月18日 昭和59年　月　日

（公有林）

種　類	位　　置	重複面積（ha）	指定年月日
土砂流出防備	北海道斜里郡斜里町	87	昭 49・10・8
土砂流出防備（うち一部、魚つき及び保健を兼ねる）	北海道目梨郡羅臼町	295	昭 50・4・23 昭 46・3・25 昭 62・4・16 平 12・8・7 平 16・10・18 平 30・4・24

（イ）鳥獣保護区

名称	位置	重複面積（ha）	当初指定年月日
知床鳥獣保護区	北海道斜里郡斜里町	22,985（うち　特　保 15,275）	昭 57・3・31
	北海道目梨郡羅臼町	15,856（うち　特　保 8,350）	

（イ）鳥獣保護区

・名称

知床鳥獣保護区

・位置

北海道斜里郡斜里町 及び 目梨郡羅臼町内

・重複面積

斜里町内の全部　23,011ha

（ 内特別保護地区　10,901ha ）

羅臼町内の国有林の全部　15,510ha

（ 内特別保護地区　8,437ha ）

合　計　38,521ha

（ウ）史跡名勝天然記念物

区分	名称	位置	指定年月日
国指定天然記念物	エゾシマフクロウ	地域を定めず指定	昭46・5・19
国指定天然記念物	オオワシ	地域を定めず指定	昭45・1・23
国指定天然記念物	オジロワシ	地域を定めず指定	昭45・1・23
国指定天然記念物	カラフトルリシジミ	地域を定めず指定	昭42・5・02
国指定天然記念物	クマゲラ	地域を定めず指定	昭40.5.12
道指定天然記念物	羅臼の間歇泉	北海道羅臼町	昭43・3・19

（エ）海岸保全区域

（ 内特別保護地区　　19,338ha ）

・指定年月日

昭和57年3月31日

（ウ）海岸保全区域

・位置

北海道目梨郡羅臼町北浜（公園区域界）から

沿岸名	海岸名	位置	指定年月日
根室沿岸	羅臼海岸	北海道目梨郡羅臼町	昭47・1・18

（オ）砂防指定地

位置	河川名	重複面積（ha）	指定年月日
北海道目梨郡羅臼町	羅臼川	26.3	昭39・2・28 昭45・8・19 昭48・5・12 平22・5・25

北海道目梨郡羅臼町崩浜（カモイウンベ川北岸）までの海浜地及び地先海面

・指定年月日

昭和47年1月18日

（エ）　砂防指定地

・位置

北海道目梨郡羅臼町　国有林標津事業区

・面積　　計　　25.7ha

・指定年月日

昭和39年2月28日

昭和45年8月19日

昭和48年5月12日

4　変更する公園区域

知床国立公園の区域の一部を次のとおり変更する。

（表３：公園区域（陸域）変更表）

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積（ha）
1	拡張	北海道目梨郡羅臼町 北浜の一部	国立公園境界に接するキキリベツ川及びショウジ川の下流域一体を含む地域は、エゾマツ、トドマツを主体とした北方針葉樹林やミズナラを加えた針広混交林等の自然林が残り、海岸部近くまで混在して広く分布する。 また、各河川沿いは、自然の状態の河川環境が良好に維持されており、サケ科魚類を餌資源とするヒグマやオジロワシ、シマフクロウ等の大型猛禽類などの野生生物が高密度で生息する豊かな生態系が残され、優れた自然景観を有している。 このため当該地区の原生的な森林景観及び河川景観を保護するため、公園区域に編入する。	318 （国　－ 公　318 私　－）
			変更部分 面積計	318 （国　－ 公　318 私　－）
			変更前 公園面積	38,636 （国　36,216 公　760 私　1,660）
			変更後 公園面積	38,954 （国　36,216 公　1,078 私　1,660）

区域変更図

凡例	
拡張	
① — ②	国　有　林　界
② — ③	小班界（公有林）
③ — ④	公　有　林　界
④ — ⑤	国　有　地　界
⑤ — ①	河川敷（含）界

――――――	変更後の区域線
▬▬▬▬▬▬	新　区　域　線
- - - - - - - -	廃止される区域線

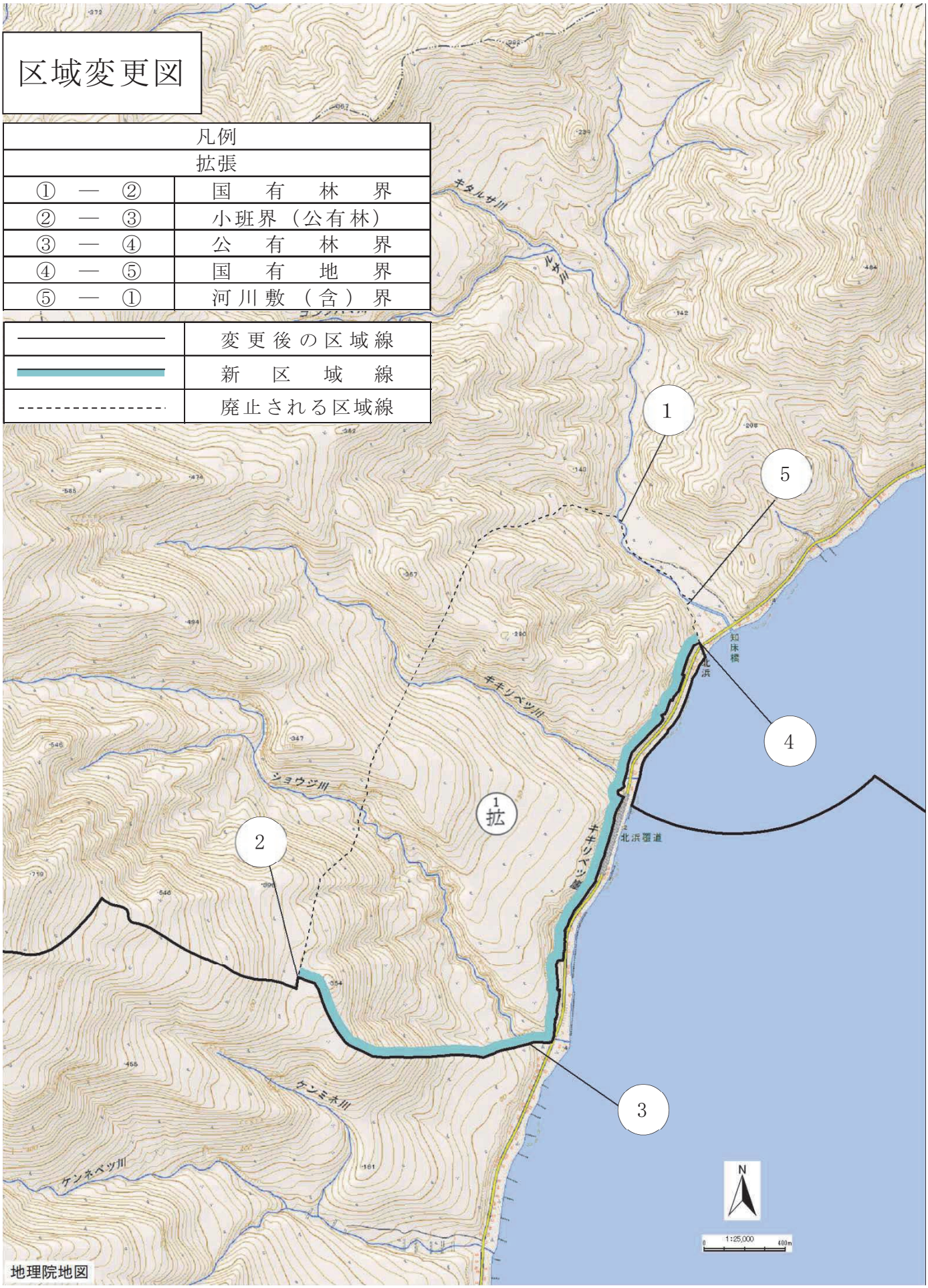

第２　公園計画の変更

１　変更理由

知床国立公園は、知床半島の一部及びその沖合３ｋｍの海域からなる。本国立公園は昭和 39 年６月１日に指定され、その後昭和 55 年２月４日には公園区域の一部変更、昭和 59 年６月 15 日には公園区域及び公園計画の全般的な見直しを内容とする再検討、平成２年 12 月１日には乗入れ規制地区の指定、平成７年２月 21 日には第１次点検、平成 15 年８月 20 日には北海道自然歩道の追加による公園計画の一部変更、平成 17 年 12 月 22 日には公園区域の一部変更及び羅臼温泉集団施設地区内の整備計画区の一部変更、平成 22 年 10 月 12 日には利用調整地区の指定及び生態系維持回復事業の追加による公園計画の一部変更、平成 22 年 12 月 17 日には公園区域の一部変更及び園地計画の追加が行われた。

本国立公園は、北半球で最も低緯度に位置する季節海氷域、火山活動と海食により形づくられた急峻な山々と海食崖、高山帯から海岸部まで連続する多様で自然性の高い植生、多様な湿原・湖沼群、ヒグマ等の大型ほ乳類、海ワシ類や海鳥類、アザラシ類、鯨類等の海棲ほ乳類やサケ科魚類といった生物相など多様な自然景観の要素が原生的な状態で維持されており、多様で優れた自然美を有していることが特徴で、平成 17 年７月には、本国立公園の風致景観の主要な構成要素である生物多様性と生態系について、季節海氷域がもたらす豊富かつ多様な生物資源や海域と陸域の生態系の相互作用等が、普遍的価値として国際的にも高く評価され、知床国立公園及びその周辺地域が、世界自然遺産に登録された。

世界自然遺産登録以降の本国立公園へ訪れる観光客や、また、近年急激に増加している訪日外国人観光客の多くが、従前の原生的な半島景観の探勝に加え、野生動物との出会いや、原生的な自然の中でのアクティビティ、トレッキング等をその訪問の目的とするなど、新たな利用形態への対応が必要となってきている。

これらを受けて、第１次点検以降、地域住民、地権者、関係行政機関等の連携により、公園及びその周辺地域の保護管理や適正な利用のための様々な取組が行われてきたが、公園計画については、一部の変更に留まっている。また、多様な生態系が複合的に一体となって豊かな生態系を形成していることが評価され、国立・国定公園総合点検事業における国立・国定公園の新規指定又は大規模拡張候補地の一つとして選定された。

以上のことから、今回の点検（第２次点検）では、平成７年の第１次点検以降における本国立公園を取り巻く社会情勢変化及び国立・国定公園総点検事業の結果を踏まえ、第１種特別地域の拡張並びに知床らしい公園利用を推進するための利用施設計画の追加及び整理を行うものである。

２　基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

（表４：基本方針変更表）

変更後	変更前
知床国立公園は、わが国に残された貴重な原始的自然の地域として、昭和39年６月１日に国立公園に指定された。本国立公園は知床半島の一部及びその沖合３kmの海域からなり、火山活動と海食により形づくられた急峻な山々と海食崖、高山帯から海岸部まで連続する多様で自然性の高い植生、多様な湿原・湖沼群、ヒグマ等の大型ほ乳類、海ワシ類や海鳥類、アザラシ類、鯨類等の海棲ほ乳類やサケ科魚類といった生物相など多様な自然景観の要素が原生的な状態で維持されており、多様で優れた自然美を有していることが特徴である。 断崖や海岸部に見られる多数の滝、山岳部から海岸部まで原生的な森林が連続した一体的な半島景観は、オホーツク海側、根室海峡側双方で利用者が多い観光船や主要展望地から望む眺望景観として、非常に重要な位置付けにある。さらに、本国立公園及びその周辺地域が有する生物多様性と生態系が、世界自然遺産としての評価・登録を受けたことに加え、知床半島の広い範囲は、重要生態系や重要野鳥生息地等として、一体性かつ一定の面積を有する地域として選定されるなど、多様な動物の生息・繁殖地として重要であることが明らかとなってきた。 公園区域及び周辺地域では、従前の原生的な半島景観とあわせ	本公園は、昭和39年６月１日、我が国に残された貴重な原始的自然の地域として、国立公園に指定され、その後昭和55年に、遠音別岳原生自然環境保全地域の指定に伴い、一部が変更された以外、公園計画の変更は現在まで行われていない。 指定後約20年を経て、公園内外では、社会条件等に大きな変化が生じている。 自然保護への社会的関心の高まりと共に本公園に残された原始的な自然の価値が、ますます重視されるようになり、又、岩尾別地区で昭和52年に始まった知床100平方メートル運動は大きな拡がりを見せ、日本におけるナショナルトラスト運動の先進地として知られるようになっている。 公園利用の面においては、半島の両側を結ぶウトロ羅臼線が昭和55年開通し、従来のウトロ側中心の利用動線は半島を横断して周遊するルートに移行し、ウトロ側羅臼側の一体化が進み、又、これに伴い利用者数も指定当時の約40万人（40年）から約160万人（56年）へと大幅に増加している。 以上のような変化に対応するために、今回、 ・原始的自然の保護の強化 ・利用動線の変化への保護・利用の両面における対応

て、近年ではシーカヤックや観光船によるアザラシ類や鯨類等の海棲ほ乳類、ヒグマ、海ワシ類、海鳥類等の風致景観の構成要素である野生動物の観察といった新たな自然景観の利用形態も定着してきている。 以上の自然的・社会的状況を踏まえながら風致景観の保全を図るとともに、適正な利用を促進するため、以下の方針により公園計画を定めることとする。	・保護と調和のとれた、適正利用の推進 などを目的として、公園計画の再検討を行うものである。 再検討の基本方針、及び主な変更内容は次の通りである。
（１）規制計画 ア　保護規制計画 （ア）特別地域 ア）特別保護地区 知床半島の脊稜をなす火山連峰の核心部・火山性の湖沼周辺並びに海食崖の発達する海岸部など高い原始性を有する地域を特別保護地区として、特に厳正な保護を図るものとする。	（１）保護の方針 （ア）特別保護地区 知床半島の脊稜をなす火山連峰の核心部・火山性の湖沼周辺並びに海食崖の発達する海岸部など高い原始性を有する地域を特別保護地区として厳正な保護を図るものとする。 羅臼湖周辺及び知床五湖周辺を、湖沼を中心とした特異な原始的景観を保護するため、第一種特別地域及び第三種特別地域から特別保護地区に変更する。 又、羅臼岳・硫黄山西麓及び知床岳西南麓周辺においては、ハイマツ群落など原始的景観を保護するため、一部を第一種特別地域及び第三種特別地域から特別保護地区に変更する。
イ）第１種特別地域	（イ）第一種特別地域

特別保護地区に準ずる原始性を有する地域を第１種特別地域とし、その保護を図るものとする。	特別保護地区に準ずる原始性を有する地域を第一種特別地域とし、その保護を図るものとする。 遠音別岳、知西別岳北麓一帯については、周辺地域の取扱いに合わせて、特別保護地区から第一種特別地域に変更する。
ウ）第２種特別地域 本国立公園の主要利用動線の沿線にあたる地域を第２種特別地域とし、風致の保護を図るものとする。	（ウ）第二種特別地域 本公園の主要利用動線の沿線にあたる地域を第二種特別地域とし、風致の保護を図るものとする。 計画車道からの景観を保護し、又、知床 100 平方メートル運動地における景観保護を図るため、ウトロ羅臼線及びホロベツカムイワッカ線沿線一帯を第一種特別地域及び第三種特別地域から第二種特別地域に変更する。
エ）第３種特別地域 漁業など、他産業による土地利用の行われている地域その他、特別保護地区、第１種特別地域、第２種特別地域のいずれも含まれない特別地域を第３種特別地域とする。	（エ）第三種特別地域 漁業など、他産業による土地利用の行われている地域その他、特別保護地区、第一種特別地域、第二種特別地域のいずれも含まれない特別地域を第三種特別地域とする。 羅臼岳硫黄山西麓及び知床岳西南麓一帯において、境界線の明確化及び周辺地域の取扱いとの平準化のため、特別保護地区の一部を第三種特別地域に変更する。
（イ）利用調整地区 主要な利用拠点である知床五湖については、利用者の集中等に	

より自然環境への影響が生じているため、利用調整地区に指定し、一定の利用ルールの下で適正な公園利用を図る。	
（２）事業計画 本国立公園においては、その原始的な自然景観の保護と調和のとれた公園利用を進めるものとする。また、施設の整備にあたっては、適正な公園利用の推進を図るものとする。	（２）利用の方針 本公園にあっては、その原始的自然の保護と調和のとれた公園利用を進めるものとする。 このため、利用施設は、現在公園内で行われているドライブ、自然探勝、登山（一般的なもの）、キャンプなどの利用形態に対応するものに限ることとし、原始性の高い奥地での施設は計画しない。 又、施設の整備にあたっては、適正利用の推進を図るものとする。
ア　施設計画 （ア）利用施設計画 ア）集団施設地区 本国立公園の南東部に位置する羅臼側の利用拠点である羅臼温泉地区については、適正な利用を推進するための情報発信等の基地として一体的な整備を図る必要があることから、集団施設地区とし、適切な整備方針等を定める。	（ア）集団施設地区 宿泊基地としての機能を有する総合的な利用拠点として整備すべき集団施設地区は、従来どおり羅臼温泉のみにとどめ、現行集団施設地区計画はウトロ羅臼線開通後の変化に対応するよう区域、地割、整備方針等を変更する。

イ）単独施設 自然探勝及び野外レクリエーション利用の適切な推進を図るため、利用状況や整備効果を踏まえ、公園利用に必要な施設や既に公園利用に供されている施設を計画に位置付ける。この際、事業実施の可能性や風致景観の保全に配慮しながら、適切な種別の計画とする。 ウ）道路（車道） ウトロ側と羅臼側を結ぶ主要な利用動線の他、利用拠点への到達及び自然探勝に供する既存道路のうち、公園利用上必要な路線を位置付ける。 エ）道路（歩道） 登山道及び自然探勝路のうち、利用状況や整備効果を踏まえ、事業実施の可能性や風致景観の保全に配慮しながら、公園利用上必要な路線を位置づける。	（イ）単独施設 ホロベツ地域はウトロ羅臼線及び知床五湖方面への入口に当り、両地域への入込調整機能を有する利用拠点として各種施設を計画する。 その他半島中間部から先端部の原始性の高い地域及び山稜部における利用施設は削除する。 （ウ）車　道 現在一般利用者に供用されている路線に限るものとし、他は削除する。 又、道路の管理主体との整合を図るため、路線の統廃合を行い、路線名・起終点を変更する。 （エ）歩　道 現在一般的な登山路、探勝路として利用されている路線に限るものとし、他は削除する。 又、利用実態に合致するよう路線の統廃合を行い、路線名・起終点を変更する。 （オ）その他 半島先端部の利用は海上からの展望利用によるものとし、運輸施設（ふ頭）は削除する。

イ　生態系維持回復計画 　エゾシカの高密度状態による生態系への過度の影響を軽減するため、生態系維持回復事業計画を策定し、対策を講じる。	

３　規制計画の変更内容

（１）保護規制計画及び関連事項

保護規制計画等の一部を次のとおり変更する。

ア　特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

（表５：特別地域変更表）

都道府県名	変更後		変更前	
	区　域	面積(ha)	区　域	面積(ha)
北海道	目梨郡羅臼町内 根釧東部森林管理署 230 林班、231 林班、233 林班から 235 林班まで、248 林班及び 252 林班から 275 林班までの全部並びに 210 林班、214 林班、217 林班、221 林班、222 林班、224 林班、225 林班、229 林班、237 林班、240 林班、242 林班、243 林班、245 林班から 247 林班まで及び 249 林班から 251 林班までの各一部 目梨郡羅臼町 相泊、化石浜、崩浜、昆布浜、知床岬、瀬石、滝ノ下及び船泊の全部並びに北浜及び湯ノ沢町の各一部	15,943	目梨郡羅臼町内 根釧東部森林管理署 230 林班、231 林班、233 林班から 235 林班まで、248 林班及び 252 林班から 275 林班までの全部並びに 210 林班、214 林班、217 林班、221 林班、222 林班、224 林班、225 林班、229 林班、237 林班、240 林班、242 林班、243 林班、245 林班から 247 林班まで及び 249 林班から 251 林班までの各一部 目梨郡羅臼町 相泊、化石浜、崩浜、昆布浜、知床岬、瀬石、滝ノ下及び船泊の全部並びに北浜及び湯ノ沢町の各一部	15,625

都道府県名	変更後		変更前	
	区　域	面積(ha)	区　域	面積(ha)
			変更部分 面積計	318 (国 — 公 318 私 —)
			変更前 特別地域面積	38,636 (国 36,216 公 760 私 1,660)
			変更後 特別地域面積	38,954 (国 36,216 公 1,078 私 1,660)

（ア）第１種特別地域

第１種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

（表６：第１種特別地域変更表）

番号	区分	内容	名　称	変更部分の区域	変 更 理 由	面積（ha）
1	拡張	第３種特別地域からの振替	ルサ	北海道目梨郡羅臼町 北浜の一部	ルサ川河口は、河川沿いにはヤナギの河畔林が形成され、周辺にはミズナラ、トドマツを主体とする針広混交林が分布している。 海岸部から高標高域まで原生的な森林景観が連続する知床半島の一体的な優れた自然景観を構成しており、知床横断道路沿線や観光船等による海域からの眺望景観としても重要である。 また、ルサ川は河川工作物が無く自然の状態の河川環境が良好に維持されており、サケ科魚類の遡上が見られ、シマフクロウやオジロワシ、ヒグマ等の多様な野生生物の生息地として重要である。 このため、厳正な保護を図るため、第１種特別地域とする。	8 （国 2 公 6 私 ―）

番号	区分	内容	名　称	変更部分の区域	変 更 理 由	面積（ha）
2	拡張	特別地域の拡張	ルサ	北海道目梨郡羅臼町 北浜の一部	ルサ川からキキリベツ川及びショウジ川の下流域一帯を含む地域は、エゾマツ、トドマツからなる北方針葉樹林や針広混交林等の自然林が分布している。 海岸部から高標高域まで原生的な森林景観が連続する知床半島の一体的な優れた自然景観を構成しており、知床横断道路沿線や観光船等による海域からの眺望景観としても重要である。 また、各河川沿いは、自然の状態の河川環境が良好に維持されており、サケ科魚類の遡上が見られ、これらを重要な餌資源とするヒグマやオジロワシ、シマフクロウ等の大型猛禽類などの野生生物が高密度で生息する豊かな生態系が残され、優れた自然景観を有している。 このため海岸部から高標高域まで原生的な森林景観が連続する知床半島の一体的な優れた自然景観を保護するため、当該区域を第１種特別地域とする。	318 （国　－ 公　318 私　－）

番号	区分	内容	名　称	変更部分の区域	変 更 理 由	面積（ha）
					変更部分 面 積 計	326 （国 2 公 324 私 —）
					変 更 前 第１種特別地域面積	3,822 （国 3,816 公 — 私 6）
					変 更 後 第１種特別地域面積	4,148 （国 3,818 公 324 私 6）

（イ）第３種特別地域

第３種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

（表７：第３種特別地域変更表）

番号	区分	内容	名　称	変更部分の区域	変 更 理 由	面積（ha）
1	削除	第１種特別地域への振替	ルサ	北海道目梨郡羅臼町 北浜の一部	ルサ川河口は、河川沿いにはヤナギの河畔林が形成され、周辺にはミズナラ、トドマツを主体とする針広混交林が分布している。 海岸部から高標高域まで原生的な森林景観が連続する知床半島の一体的な優れた自然景観を構成しており、知床横断道路沿線や観光船等による海域からの眺望景観としても重要である。 また、ルサ川は河川工作物が無く自然の状態の河川環境が良好に維持されており、サケ科魚類の遡上が見られ、シマフクロウやオジロワシ、ヒグマ等の多様な野生生物の生息地として重要である。 このため、厳正な保護を図るため、第１種特別地域へ振り替える。	△8 （国　△2 公　△6 私　－）

番号	区分	内容	名　称	変更部分の区域	変 更 理 由	面積（ha）
					変更部分 面 積 計	△8 （国 △2 公 △6 私 －）
					変 更 前 第３種特別地域面積	8,039 （国 8,016 公 10 私 13）
					変 更 後 第３種特別地域面積	8,031 （国 8,014 公 4 私 13）

イ　面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

（表８：地域地区別土地所有別面積総括表）

（単位：面積 ha、比率％）

地域区分	特別地域												普通地域（陸域）			合計（陸域）			海域公園地区	普通地域（海域）	合計（海域）
地種区分	特別保護地区			第１種特別地域			第２種特別地域			第３種特別地域											
土地所有別	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私			
土地所有別面積	22,159	92	1,275	3,818	324	6	2,225	658	366	8,014	4	13	0	0	0	36,216	1,078	1,660			
地種区分別面積（比率）						4,148（26.9）			3,249（21.1）			8,031（52.0）									
地域地区別面積（比率）			23,526（60.4）									15,428（39.6）									
地域別面積（比率）												38,954（100.0）			0（0.0）			38,954（100.0）	0（0.0）	22,353（100.0）	22,353（100.0）

（表９：地域地区別市町村別面積総括表）

（単位：ha）

地域地区		現行										変更後										増減	
		特別地域					普通地域（陸域）	合計（陸域）（A）	海域公園地区	普通地域（海域）	合計（海域）（A’）	特別地域					普通地域（陸域）	合計（陸域）（B）	海域公園地区	普通地域（海域）	合計（海域）（B’）	陸域（B−A）	海域（B’−A’）
市町村名		特保	第1種	第2種	第3種	小計						特保	第1種	第2種	第3種	小計							
北海道	斜里郡斜里町	15,089	2,149	2,336	3,437	23,011	－	23,011	－	22,353	22,353	15,089	2,149	2,336	3,437	23,011	0	23,011	0	22,353	22,353	0	0
	目梨郡羅臼町	8,437	1,673	913	4,602	15,625	－	15,625				8,437	1,999	913	4,594	15,943	0	15,943				318	
合計		23,526	3,822	3,249	8,039	38,636	－	38,636	－	22,353	22,353	23,526	4,148	3,249	8,031	38,954	0	38,954	0	22,353	22,353	318	0

保護規制計画変更図

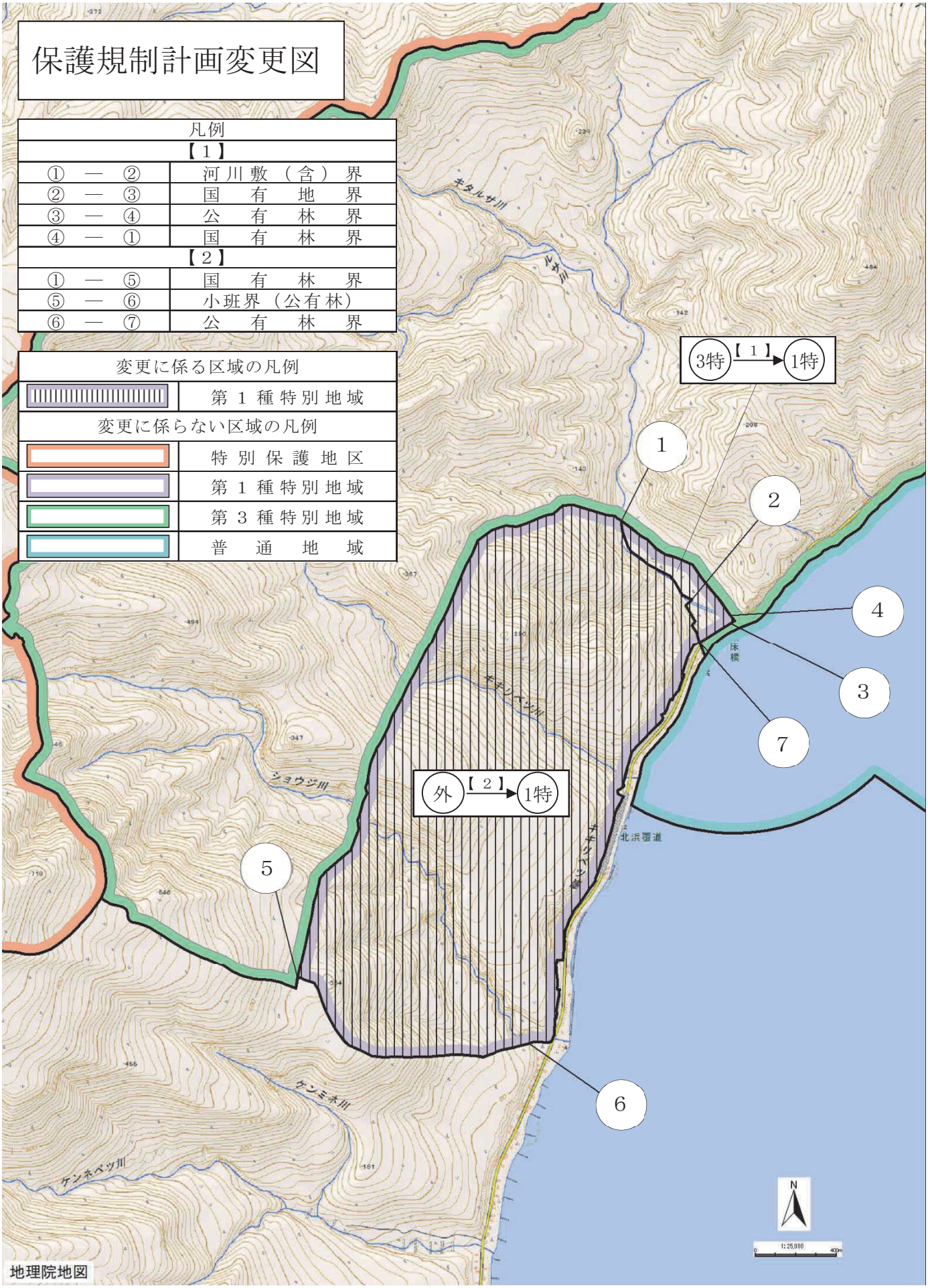
凡例
【1】
①—②　河川敷（含）界
②—③　国有地界
③—④　公有林界
④—①　国有林界
【2】
①—⑤　国有林界
⑤—⑥　小班界（公有林）
⑥—⑦　公有林界
変更に係る区域の凡例
第1種特別地域
変更に係らない区域の凡例
特別保護地区
第1種特別地域
第3種特別地域
普通地域
3特 【1】 1特
外 【2】 1特
1
2
3
4
5
6
7
キタルサ川
ルサ川
キキノベツ川
ショウジ川
ケンミ木川
ケンネベツ川
北浜覆道
床橋
N
地理院地図

4　事業計画の変更内容

（1）施設計画

ア　利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

（ア）単独施設

次の単独施設を変更する。

（表10：単独施設変更表）

現行					新規		理由
番号	種類	位置	整備方針	告示年月日	位置	整備方針	
1	園地	北海道斜里郡斜里町（カムイワッカ）	硫黄山登山線起点付近に、小規模な展望休憩施設を整備する。	昭59.6.15告示	変更なし	カムイワッカ湯の滝周辺及び硫黄山登山線起点付近の探勝利用者のための施設を整備する。	カムイワッカ湯の滝周辺を事業範囲に追加するため。

利用施設計画変更図１
凡　例
園　　地
ウンメーン岩
知床林道
カムイワッカの滝
変更－カムイワッカ園地
知床大橋
ッカ橋
新噴火口
N
1:25,000
0
400m
地理院地図

（イ）道路

a　歩道

次の歩道を追加する。

（表11：道路（歩道）表）

番号	路線名	区　　間	主要経過地	整　備　方　針
7	ホロベツ・岩尾別線	起点―北海道斜里郡斜里町（ホロベツ園地） 終点―北海道斜里郡斜里町（岩尾別・車道分岐点） 起点―北海道斜里郡斜里町（岩尾別・車道合流点） 終点―北海道斜里郡斜里町（知床五湖・車道分岐点）	―	探勝コースとして既存歩道の整備を図る。

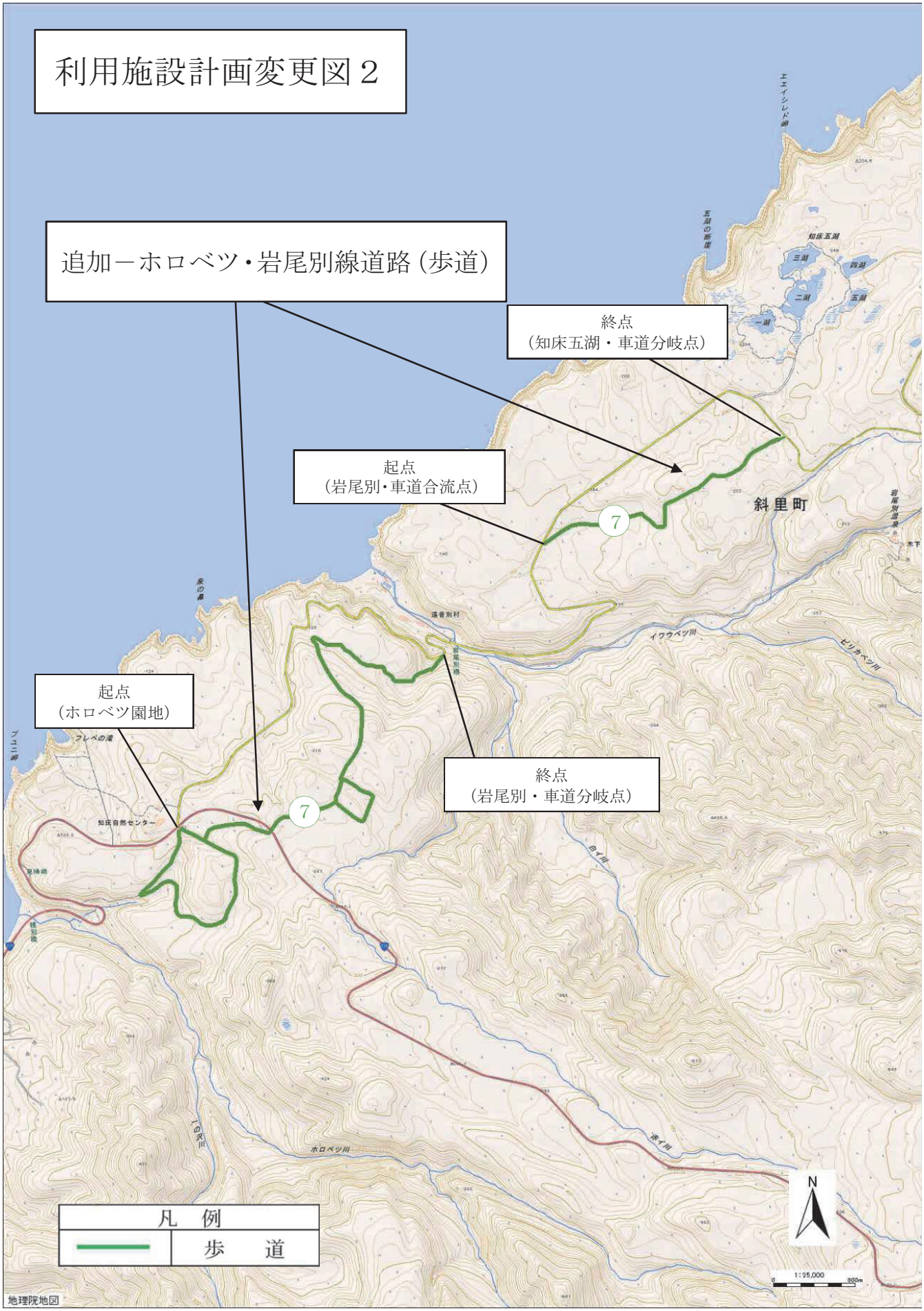
利用施設計画変更図２
追加－ホロベツ・岩尾別線道路（歩道）
終点
（知床五湖・車道分岐点）
起点
（岩尾別・車道合流点）
起点
（ホロベツ園地）
終点
（岩尾別・車道分岐点）
7
7
斜里町
知床五湖
一湖
二湖
三湖
四湖
五湖
五湖の断崖
エエイシレド岬
氷の滝
遠音別村
知床自然センター
見晴橋
イワウベツ川
ピリカベツ川
白イ川
ホロベツ川
凡　例
歩　道
N
1:25,000
地理院地図

5　参考事項

参考事項を次のとおり変更する。

（表 12：参考事項変更表）

変 更 後	変 更 前
（２）過去の経緯 昭和 39 年６月１日　公園区域の指定、公園計画の決定、特別地域の指定、特別保護地区の指定 昭和 43 年８月 23 日　羅臼温泉集団施設地区の指定及び詳細計画の決定 昭和 55 年２月４日　遠音別岳原生自然環境保全地域指定に伴う公園区域、特別地域の区域、特別保護地区の区域の一部削除及び公園計画の一部変更 昭和 59 年６月 15 日　再検討による公園区域、公園計画、特別地域の区域及び特別保護地区の区域の変更 平成２年 12 月１日　知床乗入れ規制地区の指定 平成７年２月 21 日　公園計画、特別地域の区域及び特別保護地区の区域の一部変更 平成 15 年８月 20 日　公園計画の変更（利用施設計画（北海道自然歩道）の追加） 平成 17 年 12 月 22 日　公園区域の変更（海域の拡張） 平成 22 年 10 月 12 日　公園計画の一部変更（利用調整地区の指定、生態系維持回復計画の追加） 平成 22 年 10 月 21 日　知床生態系維持回復事業計画の決定	（２）過去の経緯 昭和 39 年６月１日　公園区域の指定、公園計画の決定、特別地域の指定、特別保護地区の指定 昭和 43 年８月 23 日　羅臼温泉集団施設地区の指定及び詳細計画の決定 昭和 55 年２月４日　遠音別岳原生自然環境保全地域指定に伴う公園区域、特別地域の区域、特別保護地区の区域の一部削除及び公園計画の一部変更 昭和 59 年６月 15 日　再検討による公園区域、公園計画、特別地域の区域及び特別保護地区の区域の変更 平成２年 12 月１日　知床乗入れ規制地区の指定 平成７年２月 21 日　公園計画、特別地域の区域及び特別保護地区の区域の一部変更 平成 15 年８月 20 日　公園計画の変更（利用施設計画（北海道自然歩道）の追加）

平成 22 年 12 月 17 日　公園区域の変更	

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図、5万分1地形図、2万5千分1地形図、電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。
（承認番号　令元情複、第261号）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。